

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社インフキュリオン

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	19
3. 事業等のリスク	21
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
5. 重要な契約等	32
6. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	56
3. 配当政策	57
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	58
第5 経理の状況	73
1. 連結財務諸表等	74
(1) 連結財務諸表	74
(2) その他	124
2. 財務諸表等	129
(1) 財務諸表	129
(2) 主な資産及び負債の内容	142
(3) その他	142
第6 提出会社の株式事務の概要	143
第7 提出会社の参考情報	144
1. 提出会社の親会社等の情報	144
2. その他の参考情報	144

第二部 提出会社の保証会社等の情報	145
第三部 特別情報	146
第1 連動子会社の最近の財務諸表	146
第四部 株式公開情報	147
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	147
第2 第三者割当等の概況	153
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	153
2. 取得者の概況	155
3. 取得者の株式等の移動状況	157
第3 株主の状況	158
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月19日
【会社名】	株式会社インフキュリオン
【英訳名】	Infcurion, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 丸山 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目7番地2MFP麹町ビル7F
【電話番号】	03-6272-3924（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員CFO 野上 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町五丁目7番地2MFP麹町ビル7F
【電話番号】	03-6272-3924（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員CFO 野上 健一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期
決算年月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	5,836,415	7,174,418
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△598,790	107,626
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△557,782	74,724
包括利益 (千円)	△543,792	74,818
純資産額 (千円)	681,447	2,413,775
総資産額 (千円)	4,331,093	5,233,717
1株当たり純資産額 (円)	△125.71	△111.81
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△33.10	4.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	15.6	46.1
自己資本利益率 (%)	△104.3	4.8
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△812,004	△336,453
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△491,244	△283,221
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,514,426	829,059
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,406,547	1,615,931
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	306 (—)	330 (—)

- (注) 1. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
5. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 前連結会計年度(第18期)及び当連結会計年度(第19期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人より監査を受けております。
7. 第18期について、事業拡大に向けた人材採用を含む先行投資等を行っていることにより経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、同様の理由により営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。第19期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった要因は、「Winvoice」の稼働開始により、未収入金が増加したことによるものです。「Winvoice」の概要につきましては、「3 事業の内容(2)」をご参照ください。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	1,055,318	1,552,098	2,955,121	3,719,931	4,867,108
経常損失(△) (千円)	△411,242	△867,522	△416,563	△390,862	△285,887
当期純損失(△) (千円)	△2,031,358	△1,442,866	△1,072,269	△259,685	△434,523
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	247,460	100,000
発行済株式総数 (株)	36,888	41,292	41,892	43,694	46,674
普通株式	32,188	33,137	33,137	33,789	33,919
A種優先株式	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
B種優先株式	—	3,455	3,455	3,455	3,455
B2種優先株式	—	—	600	600	600
C種優先株式	—	—	—	1,150	1,150
D種優先株式	—	—	—	—	2,850
純資産額 (千円)	237,831	973,092	203,166	821,513	2,044,593
総資産額 (千円)	1,789,583	2,914,410	2,539,351	4,124,162	4,599,294
1株当たり純資産額 (円)	△1,724.95	△24,901.40	△50,138.57	△117.69	△131.59
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△59,874.34	△37,221.52	△25,623.18	△15.41	△24.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.3	33.4	7.7	19.7	44.4
自己資本利益率 (%)	△411.7	△238.6	△183.6	△51.5	△30.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	71 (—)	104 (—)	138 (—)	173 (—)	203 (—)

- (注) 1. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第15期から第19期については、事業拡大に向けた人材採用を含む先行投資等を行っていることに加え、一部の年度において、固定資産に係る減損損失、関係会社株式評価損、連結子会社との吸収合併による抱合株式消滅損等を計上したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。)は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
8. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38

年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人より監査を受けております。

なお、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

9. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
10. 当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。

なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	△4.31	△62.25	△125.35	△117.69	△131.59
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△149.69	△93.05	△64.06	△15.41	△24.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2006年5月	㈱インフキュリオン設立
2010年4月	店舗向け決済サービス提供のため、㈱リンク・プロセシングを子会社として設立
2011年8月	スマートフォンを活用したクレジットカード決済サービス（mPOSサービス）Anywhereを提供開始
2012年9月	㈱リンク・プロセシングが、Anywhereにおける協業を目的に㈱NTTドコモと資本業務提携
2013年10月	㈱リンク・プロセシングが、Anywhereにおける協業を目的にユーシーカード（㈱）と資本業務提携
2014年2月	コンサルティング事業を分社化するため、㈱インフキュリオン コンサルティング準備会社（現 ㈱インフキュリオン コンサルティング）を設立
2014年4月	㈱インフキュリオン（現 ㈱インフキュリオン）から㈱インフキュリオン・グループへ商号変更
	㈱インフキュリオン・グループのコンサルティング事業を吸収分割の形でインフキュリオン コンサルティング準備会社へ承継し、純粹持株会社に移行
	㈱リンク・プロセシングが、Anywhereにおける協業を目的に㈱ジェーシービーと資本業務提携
2014年7月	決済業界に関する出版事業を手掛ける㈱カード・ウェーブを完全子会社化
2015年10月	当社代表の丸山 弘毅が日本の決済・金融業界の発展を目的として一般社団法人Fintech協会を設立、代表理事に就任（現在はエグゼクティブアドバイザー）
2016年4月	SBIインベストメント（㈱）「FinTechファンド」を引受先とした第三者割当増資を実施
	銀行API（注）を活用した消費者向けプロダクトの立上げを目的に㈱ネストエッグを子会社として設立
2016年12月	銀行APIを活用したFintechサービス「finbee」の提供開始
2017年10月	二次元コード決済のゲートウェイを提供する㈱アダプトネットワークスを設立
2018年3月	グループ経営体制の強化を目的として、株式交換等により㈱リンク・プロセシングを完全子会社化
2018年7月	経営の効率化を目的に㈱インフキュリオンが㈱カード・ウェーブを吸収合併
	BaaS基盤を中心としたプロダクトの企画・開発・運用を目的に㈱インフキュリオンデジタルを設立
	経済産業省が主導し、産官学連携による国内のキャッシュレス推進を目的として設立された一般社団法人キャッシュレス推進協議会の設立時理事として当社代表の丸山 弘毅が就任
2018年8月	BaaSプラットフォーム「Wallet Station」を提供開始
2020年4月	金融機関向けのBaaS基盤提供を目的に㈱エヌ・ティ・ティ・データと資本業務提携
2020年7月	「㈱インフキュリオン・グループ」の商号を「㈱インフキュリオン」に変更 子会社「㈱インフキュリオン」の商号を「㈱インフキュリオン コンサルティング」に変更
2020年10月	㈱Kyashより企業向けカード発行事業「Kyash Direct（キャッシュ ダイレクト）」を譲受
2020年11月	「㈱インフキュリオン」と「㈱インフキュリオンデジタル」を合併し、事業持株会社体制に移行
2021年3月	「Kyash Direct」を機能拡張及びリニューアルし、「Xard」として運用開始
2021年10月	株式交換等により㈱ネストエッグを完全子会社化
2022年11月	第三者型前払式支払手段発行者として「Coke ON Wallet（コークオン ウォレット）」に参画
2023年7月	プリペイドチャージ連携サービス「CharG」を提供開始
2023年10月	請求書支払いプラットフォーム「Winvoice」を提供開始
2024年3月	Visaソリューションを活用したフルクラウド型アクワイアリングシステムの構築を開始
2024年4月	経営の効率化を目的に㈱インフキュリオンを存続会社として、子会社である㈱アダプトネットワークスを吸収合併
2024年8月	㈱三井住友銀行及び三井住友カード（㈱）と資本業務提携契約を締結
2024年9月	㈱三井住友フィナンシャルグループの完全子会社（㈱三井住友銀行及び三井住友カード（㈱）を通じた増資受け及び既存株主からの当社株式取得により、同社の持分法適用会社化
2025年4月	㈱三井住友フィナンシャルグループ、㈱三井住友銀行及び三井住友カード（㈱）が提供する法人向けデジタル総合金融サービス「Trunk（トランク）」の開発への参画を発表

（注）API アプリケーションの機能や管理データ等を共有し利用できる仕組み

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの概況

当社及び連結子会社3社（以下、総称して「当社グループ」という。）は、「決済から、きのうの不可能を可能にする。」をミッションとして掲げ、消費者向け（BtoC）から事業者間（BtoB）まで、あらゆる産業の事業者や金融機関に決済・金融機能を実装することにより、経済活動の変革を支える「決済イネーブラー」（注1）として事業を開しております。

大手金融機関から新たにフィンテック（注2）市場に参入する新興企業まで、あらゆる事業者のフィンテック・パートナーとして、次世代型の決済システムを中心とした金融サービスを機能単位で柔軟に利用するためのプラットフォームを提供するとともに、当社プラットフォームの導入支援を含む決済・金融領域全般に関するコンサルティングサービスを提供しております。これまで国内の金融機関や大手企業で用いられてきた決済・金融基盤よりも柔軟性が高くコスト効率に優れた次世代型のインフラ提供者として、決済・金融領域を起点に、従来よりも効率的で利便性の高い社会の実現に貢献することを目指しております。

当社グループが事業を開ける決済・金融領域では、コロナ禍に端を発した社会構造の変革やデジタル化・キャッシュレス化の潮流により、これまで以上に手軽で利便性の高いサービスを求めるエンドユーザーのニーズが急速に高まっており、金融機関や事業会社は、多様化・複雑化が進む社会のニーズに迅速かつ柔軟に適合することが求められております。また、国策による電子帳簿保存法の改正、インボイス制度開始のほか、近年のAI技術のめざましい発展によって企業のバックオフィス業務は定常業務の省力化やペーパーレス化をはじめとした効率化が急速に進んでおり、これらを実現する業務プロセス自体のデジタル化に対応した決済手段の整備が急務となっております。

当社グループは創業以来、このような事業者の課題解決に向けて、決済手段の多様化や効率化を実現するプラットフォームの拡充に取り組んでまいりました。当社グループが提供するプラットフォームはクラウド上で構築されており、多様な外部システムと連携可能な拡張性に加えて、初期導入時及びメンテナンスにおけるコストメリットを有するという特徴があります。これにより現在では、消費者向け決済及び事業者間決済の双方にプラットフォームを提供する総合型の決済イネーブラーとしての事業基盤を築いております。

2024年8月には、事業者間決済領域において、事業者の経営改革やデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を総合的に支援するプラットフォームの構築を目指し、株式会社三井住友銀行及び三井住友カード株式会社（以下、総称して「SMBCグループ」という。）との資本業務提携契約を締結し、2025年4月には、SMBCグループが提供する法人向けデジタル総合金融サービス「Trunk（トランク）」の開発への参画を発表いたしました。当社グループは、SMBCグループへの決済領域における専門的なナレッジ及びノウハウの提供のほか、AIを活用した先進的な決済基盤の開発を担うとともに、当社グループが持つ次世代カード発行プラットフォーム及び請求書支払いプラットフォームをSMBCグループの法人カードとシームレスに融合することで、決済・金融の枠にとどまらないソリューションを提供するなど、企業の経営を多角的に支援するプラットフォームの構築に取り組んでおります。

このように当社グループは、重厚なシステムを基盤に拡大してきた日本の決済・金融業界を変革し得る、優れた拡張性や連携性を有する軽量な決済プラットフォームを提供することで成長を続けてまいりました。あらゆる事業者を支える決済イネーブラーとして、日本全体の産業・サービスの競争力向上に貢献してまいります。

当社グループは、以下の3つの事業セグメントに区分し事業運営しております。以下に示す区分は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

セグメント名	事業内容
① ペイメントプラットフォーム事業	・国際ブランド（注3）カード発行プラットフォーム ・請求書のカード支払いプラットフォーム ・金融機関や大手企業におけるオリジナルPay（注4）をはじめとした自社決済手段構築プラットフォーム
② マーチャントプラットフォーム事業	・加盟店とカード会社等とを接続するための決済端末、決済アプリ、ゲートウェイの提供プラットフォーム
③ コンサルティング事業	・金融機関や大手企業に対する決済・金融領域におけるコンサルティングサービス

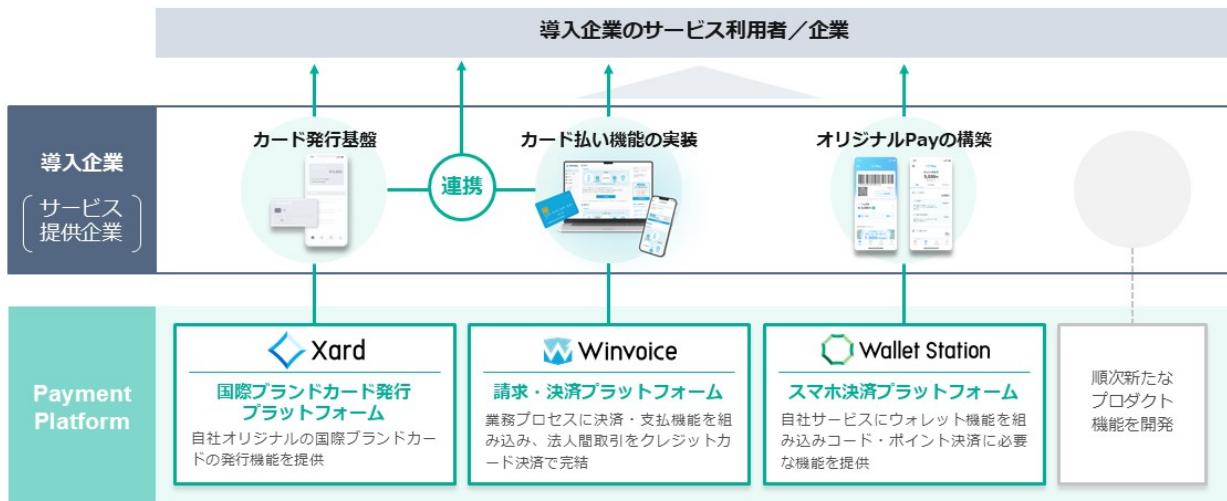
(2) 事業及びサービスの概要

当社グループの事業は、事業持株会社である当社が中心となり、グループシナジーを追求しながら各事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

①ペイメントプラットフォーム事業

金融機関や事業者のサービスに、クラウド上で構築された当社グループの決済・金融ソリューションをAPIで接続し、機能を組み込むことにより、各社サービスへクレジットカード発行機能や、アプリへのキャッシュレス決済機能の搭載など、先進的な組込型のファイナンス機能をオープンプラットフォーム上で提供しております。

本事業は、株式会社インフキュリオン及び株式会社ネストエッグが提供しております。



(i) Wallet Station

「Wallet Station」は、金融機関自身のデジタル化やリテール企業におけるオリジナルPayをはじめとした自社決済手段の構築をサポートするためのプラットフォームを提供しております。金融機関においてはWallet Stationを活用することで、自身のデジタル化のみに留まらず、金融機関の顧客である事業会社、系列金融機関などに対するウォレット機能を提供することができます。また、導入企業は、二次元コード決済や個人間送金のみならず、会員管理からクーポンやポイントの発行まで行うことができるため、Wallet Stationを通じて自社の顧客経済圏を構築することができます。

(ii) Xard

「Xard」は、フィンテック企業、金融機関、SaaS（注5）事業者、WEBサービス事業者など、国際ブランドカードの発行ニーズがある法人顧客に対して、自社オリジナルの国際ブランドカード発行の基盤となるプラットフォームを提供しております。国際ブランドカードの発行においては、カード発行ライセンスの取得、プリペイドバリューとしてチャージされた残高の管理や明細照会、カード発行や決済に関わるミッションクリティカルなシステムプロセシング等、必要となるプロセスが多岐にわたりますが、Xardが提供する様々なAPI機能を導入企業のサービスに組み込むことにより、国際ブランドカード発行プロセスに掛かる一連のプロセスやコストを大きく低減させることができます。

(iii) Winvoice

「Winvoice」は、法人間における請求書払いのクレジットカード決済を実現するために必要な業務プロセス、システムをワンストップで提供する請求書支払いプラットフォームを提供しております。導入企業は、経費精算や会計システムをはじめとした提供サービスに、Winvoiceを利用して機能を拡張することで低価格かつ迅速に請求書カード払いサービスを提供することができます。また、Winvoiceの利用企業は、請求書をクレジットカードにより支払うことによって、30日間から60日間支払いサイクルを延長できるほか、請求書をデジタルプラットフォーム上で一元管理することにより、請求書管理に要する業務負担を軽減することができます。

そのほか、ペイメントプラットフォーム事業として以下のサービスを提供しております。

サービス名	サービス概要
CharG	自社オリジナルPayや地域通貨などに、銀行口座からのリアルタイムチャージやコンビニATMチャージなど希望にあわせた新たなチャージ手段を低コストかつ短期間で追加構築できる連携サービス
finbee	個人又はグループの貯金をサポートする自動貯金アプリサービス ユーザーが貯金目標と貯金ルールを設定することで、ゲーム感覚で自動的に銀行口座からお金が貯金される

② マーチャントプラットフォーム事業

マーチャントプラットフォーム事業では、キャッシュレス社会の拡大に必要不可欠な要素である店舗のキャッシュレス化・デジタル化を推進するためのプラットフォームを展開しております。具体的には、あらゆるキャッシュレス手段を単一デバイスで解決するマルチ決済機能に加えて、継続課金業務や店頭オペレーションのデジタル化を実現する端末の提供、加盟店におけるキャッシュレス決済の処理等を行うアクワイアリングシステム（注6）の開発、運営などを行っております。

本事業は、株式会社インフキュリオン及び株式会社リンク・プロセシングが提供しております。



マーチャントプラットフォーム事業の主要プロダクトである「Anywhere」は、加盟店とカード会社等を接続するために必要な決済端末、決済アプリ、ゲートウェイまでをワンストップで提供しております。Anywhereには、加盟店のタブレットやスマートフォンと組み合わせて決済端末化する簡易型決済端末（mPOS）と、単体で利用可能な決済専用端末（EFT-POS）があり、加盟店の業種・業態・規模に応じて最適な決済端末を選択できるラインナップを揃えております。2025年8月時点において、国内で利用されるキャッシュレス決済手段39種に対応しており、POSレジ、顧客管理、予算管理といった他のAndroidアプリを搭載することで、加盟店のオペレーションを効率化する業務端末となっております。また、アプリなどフロントエンドシステムの開発のみならず、決済情報処理センターなどバックエンドシステムの開発及び24時間365日対応のヘルプデスクも含めて運用を行い、加盟店向けに安心・安全な決済処理サービスを提供しております。

2025年3月末現在、保険業界における保険外交員の決済端末やタクシーの車載タブレット用の端末等への導入が進んでおり、当社決済情報処理センター接続の稼働決済端末ID数は16万件以上となっております。

③ コンサルティング事業

当社グループは創業以来、金融機関や大手企業に対する決済・金融領域におけるコンサルティングサービスを提供しております。決済・金融領域と先端テクノロジーに精通した事業開発のプロフェッショナルチームにより、新規事業開発時の課題抽出から企画立案、実行までの各フェーズにおける支援を行うとともに、金融機関や大手企業と共に創して社会のデジタル化の推進に取り組んでおります。また、コンサルティングサービスを起点として、ペイメントプラットフォーム事業及びマーチャントプラットフォーム事業で提供するプロダクトの導入に繋がる入口としても機能するなど、コンサルティングとプロダクト間におけるグループシナジーを発揮しております。

本事業は、株式会社インフキュリオンコン サルティングが提供しております。

(3) 売上高の区分

当社グループの売上高は、サービス導入時や決済端末の販売に伴って受け取る「フロー収入」、固定額を定期的に受け取る月額基本料、及び決済処理金額等に応じて課金される従量型の収入で構成される「ストック収入」、コンサルティングサービスの対価として受け取る「コンサルティング収入」に区分されます。

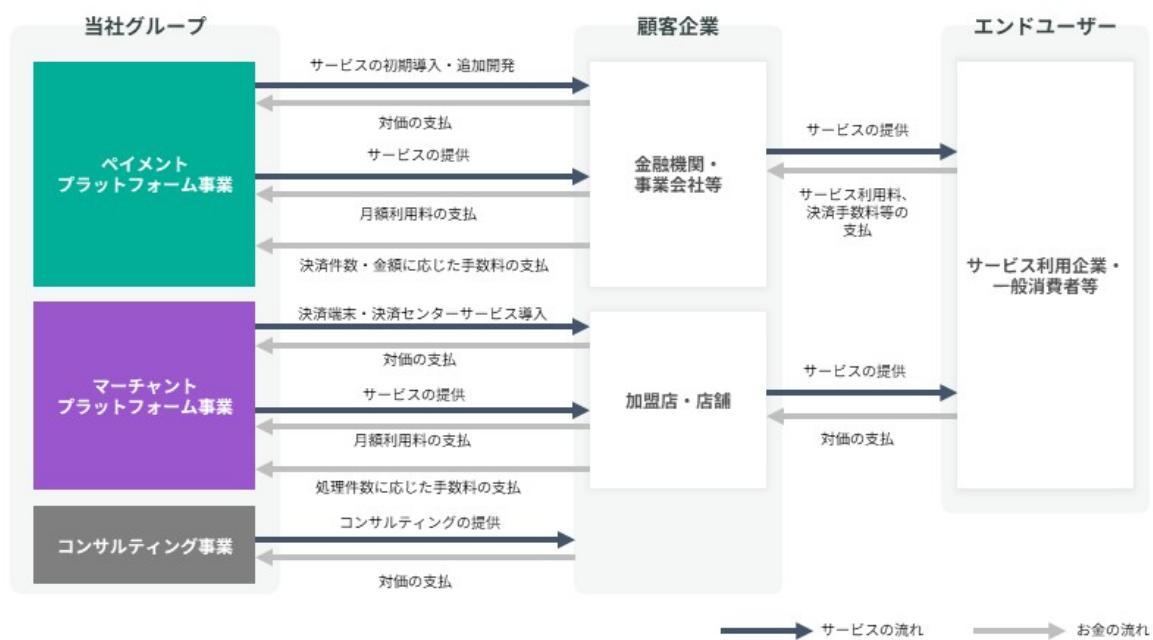
2025年3月期時点で、フロー収入が連結売上高の約47%を占めておりますが、今後の業績成長を牽引するペイメントプラットフォーム事業において提供する各プロダクトは決済処理金額等の増加に伴いストック収入の割合が増す収益構造であるため、業容の拡大に伴う継続的な収益成長を見込んでおります。

コンサルティング収入は、80%以上が既存顧客からの12か月以内の継続的な受注に起因する売上となっており、ストック収入とあわせて、当社グループにおける安定的な収益基盤として位置付けております。

事業セグメント	売上高区分	主な内容
ペイメント プラットフォーム事業	フロー収入	<ul style="list-style-type: none"> 初期導入時の開発等に伴う収入 追加開発及び機能強化等の支援に伴う収入
	ストック収入	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能の使用対価として固定額で受領する基本料収入 決済処理金額または件数に応じて課金する従量型収入
マーチャント プラットフォーム事業	フロー収入	<ul style="list-style-type: none"> 決済端末の販売によって得られる収入 端末の実用化に向けた開発に伴う収入 その他システム開発に伴う収入
	ストック収入	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能の使用対価として固定額で受領する基本料収入 決済処理金額または件数に応じて課金する従量型収入
コンサルティング事業	コンサルティング収入	<ul style="list-style-type: none"> コンサルティングサービスの対価として顧客から受領する収入

(4) 事業系統図

当社グループの事業系統図は、次の通りであります。



(注1) イネーブラー (Enabler)

他社のビジネスが成長する上で不可欠なインフラ基盤の一部として機能し、後方支援をする立場・企業

(注2) フィンテック (FinTech)

金融を意味するファイナンス (Finance) と技術を意味するテクノロジー (Technology) を組み合わせた造語。金融と情報技術を融合した金融工学分野の技術革新や関連するビジネス

(注3) 国際ブランド

VISA、JCB、Mastercardなど世界中の国や地域で利用できるクレジットカードのブランド

(注4) オリジナルPay

スマートフォンやタブレットを用いた事業者独自の電子決済サービス

(注5) SaaS (Software as a Service)

インターネットを経由してソフトウェアを利用するサービス

(注6) アクワイアリングシステム

クレジットカードやデビットカードによる決済を受け付け、加盟店に売上金を支払うまでの処理を行うシステム

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱インフキュリオン コンサルティング (注) 3	東京都 千代田区	10,000	コンサルティング事業	100	管理業務受託に伴う経営 指導料の受領等 役員の兼任 不動産の賃借
㈱リンク・プロセシング (注) 3	東京都 千代田区	100,000	マーチャント プラットフォーム事業	100	管理業務受託に伴う経営 指導料の受領等 役員の兼任 不動産の賃借 資金提供
㈱ネストエッグ (注) 3	東京都 千代田区	100,000	ペイメント プラットフォーム事業	100	管理業務受託に伴う経営 指導料の受領等 役員の兼任 不動産の賃借
(その他の関係会社) ㈱三井住友フィナンシャルグループ (注) 4、 5	東京都 千代田区	(百万円) 2,345,960	銀行持株会社	被所有 29.0 (29.0)	資本業務提携 役員の受入（1名）

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合又は被所有割合の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

3. ㈱インフキュリオン コンサルティング、㈱リンク・プロセシングについては、売上高（連結会社相互間の内部取引売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えており、特定子会社に該当します。㈱ネストエッグについては、資本金の額が当社の資本金の額の10%を超えており、特定子会社に該当します。

主要な損益情報等

(単位：千円)

	㈱インフキュリオン コンサルティング	㈱リンク・プロセシング
①売上高	1,560,947	1,806,063
②経常利益	395,699	22,938
③当期純利益	253,768	15,046
④純資産額	426,387	△45,932
⑤総資産額	673,959	905,389

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. ㈱三井住友フィナンシャルグループは、同社の100%子会社である㈱三井住友銀行及び三井住友カード㈱がそれぞれ当社の議決権の14.5%保有する株主である為、その他の関係会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ペイメントプラットフォーム事業	184
マーチャントプラットフォーム事業	73
コンサルティング事業	47
報告セグメント計	304
全社（共通）	54
合計	358

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、株式会社インフキュリオンのコーポレート本部、Corporate Design本部、システム本部、内部監査室に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
234	36.4	2.8	7,016,222

セグメントの名称	従業員数（人）
ペイメントプラットフォーム事業	179
マーチャントプラットフォーム事業	1
報告セグメント計	180
全社（共通）	54
合計	234

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、株式会社インフキュリオンのコーポレート本部、Corporate Design本部、システム本部、内部監査室に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注2)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金差異 (%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
—	—	96.6	76.6	116.5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

3. 会計年度にあわせ、2025年3月31日を基準に集計した数値を記載しております。

② 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「決済から、きのうの不可能を可能にする。」をミッションとして掲げるとともに、その先で実現したい未来を「あしたの世界に、いくつもの自由を。」というビジョンに込めております。あらゆる産業・事業者のフィンテック・パートナーとして、全ての商流に関わる決済を起点にシームレスな社会を実現し、これまで不可能であったビジネスの実現を支援するとともに、様々なサービスと金融機能を繋ぐことで、より豊かで利便性の高い、スマートで持続可能な社会の実現に貢献することを目指しております。

これらの経営方針に基づき、経営戦略及び諸施策を推進することで、当社グループの中長期的な株主価値及び企業価値の最大化に努めております。

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境は、近年、当社グループを含めたフィンテック関連の事業者が台頭し、ITを活用することで、既存の金融機関が提供し得ない革新的な金融サービスを世の中に提供する動きが活発化しております。また、コロナ禍に端を発した社会構造の変革や、デジタル化及びキャッシュレス化の潮流によって、これまで以上に手軽で利便性の高いサービスを求めるエンドユーザーのニーズが急速に高まっており、金融機関や事業会社は、多様化・複雑化が進む社会のニーズに迅速かつ柔軟に適合することが求められております。

決済・金融領域の法整備に目を向けると、欧米を中心に、政府主導でフィンテック事業者に対し金融機関の基幹システムへのアクセスを開放する動きが加速しております。日本でも2017年5月成立の改正銀行法により、銀行が外部事業者との安全なデータ連携のためにAPIを公開することが努力義務化されたほか、ユーザーからの委託で金融機関のシステムに接続できる業者を「電子決済等代行業者」として金融庁に登録する制度が制定されました。加えて、2022年1月に改正電子帳簿保存法、2023年10月にインボイス制度が施行されたほか、2026年には手形・小切手の全面的な電子化の方針が示されるなど、政府主導による金融領域のデジタル化が急速に進んでおり、企業のバックオフィスは業務プロセス自体のデジタル化に対応した決済手段の整備が急務となっております。

① 消費者向け（BtoC）決済市場

およそ330兆円（注1）とされるBtoC決済市場では、2018年4月公表の「キャッシュレス・ビジョン」にて示された政府目標であるキャッシュレス比率40%が1年前倒しで達成されるなど（注2）、日本におけるキャッシュレスの普及は新たなステージへと突入しております。しかしながら、主要諸外国と比較しその比率は依然として低く（注3）、将来的な政府目標である80%（注4）への到達に向けては、引き続き官民が一体となり日本のキャッシュレス社会実現に向けた環境整備が推し進められるものと認識しております。

また、日本国民一人あたりが保有するキャッシュレス決済手段の数は、主要諸外国と比べて突出して多いことが特徴として挙げられており（注3）、多様な決済手段を選好する国民性にあわせた事業者の対応も急速に進むことが見込まれます。

② 事業者間（BtoB）決済市場

当社グループが成長領域として軸足を置くBtoB決済市場において、2023年の市場規模は1,163兆円（注5）とされておりますが、依然として銀行振込による支払いが中心であり、日本国内の法人カード利用率は米国の7%（注6）に対し10分の1程度（注7）と広大な拡大余地が見込まれる市場であると捉えております。

昨今、大企業においては、会計ソフトや経費精算システムと連携させることで業務効率化が実現されるコーポレートカードの導入が進んでいるほか（注7）、当社プロダクト導入企業のサービス利用者であり国内法人数の99.7%を占めるといわれる中小企業（注8）では、支払いサイトが最大60日程度延長できることにより毎月の資金繰り改善に繋がるペーチェシングカード（注9）の利用が増加しております（注7）。これらの利便性の向上から事業者間におけるクレジットカード払いが急速に普及することに伴い、当社グループのプロダクトに対する需要は今後も継続的に高まるものと考えております。

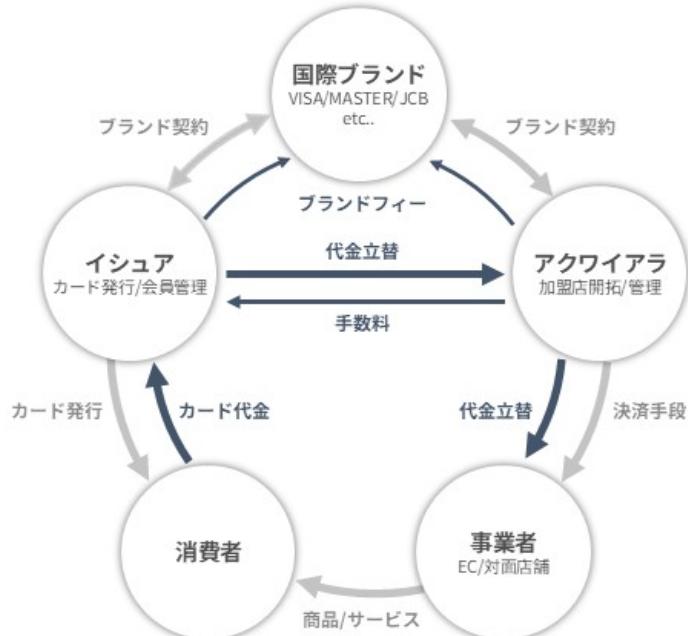
③ クレジットカード業界の構造

クレジットカードは、現代のキャッシュレス社会において欠かせない決済手段であり、消費者と企業の双方にとって利便性の高い経済インフラとなっております。その一方で、業界の構造には様々な課題が内在しております。これらは業界全体の持続的な成長やユーザー体験の向上を阻害する要因となっております。クレジットカード取引

は主に下記の主体によって成り立っております。

消費者（カード会員）	カードを使用して商品やサービスの支払いを行う消費者
事業者（加盟店）	カードによる支払いを受け入れる小売業者・サービス提供者
イシュア	カード会員にクレジットカードを発行する金融機関・カード会社
アクワイアラ	加盟店と契約し、決済処理を行う決済代行業者や銀行
国際ブランド	Visa、Mastercard、JCBなど、決済ネットワークを提供するブランド運営会社

＜クレジットカード業界の構造（5パーティーモデル）＞



加盟店は、カード決済金額に応じた一定の手数料をアクワイアラに支払いますが、この手数料の多くはイシュアへ分配される仕組みとなっており、加盟店にとって大きな負担となっていることが経済産業省により指摘されております（注10）。また、イシュアはカード利用を促進するため、ポイント還元やキャッシュバックなどのインセンティブ施策を強化しており、これにより消費者（カード会員）の利用意欲は高まりますが、そのコストは最終的に加盟店が負担する手数料に含まれております。

現在、決済業界ではデジタル化やリアルタイム決済、バイオメトリクス認証など新技術の導入が進んでおりますが、それぞれが独自のシステムを維持していることにより、システムの相互運用性が低く、全体最適なサービス開発が難しい状況となっていると考えられます。特に、伝統的なイシュアやアクワイアラは、旧来技術によるシステムを用いているケースが多く、コスト上の問題に加え、新たなサービスとの競争において後れを取る例も見られます。

当社グループでは、このような主要なプレーヤーが複雑に連携しながら機能するクレジットカード業界の構造的な課題を打破し、決済をシームレスに繋げるプラットフォームの提供に取り組んでおります。

(注1) 内閣府「国民経済計算」民間最終支出（2024年度）

(注2) 経済産業省「2024年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（2025年3月）

(注3) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2024」

(注4) 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン（平成30年4月）」

(注5) 経済産業省「令和5年度 電子商取引に関する市場調査 報告書」より、「BtoB-EC市場規模の業種別内訳」における2023年 EC市場規模合計額を、同年の合計（その他を除く）EC化率にて除して算出

(注6) Insider Intelligence | eMarketer (Forecast, Aug 2023)

(注7) 矢野経済研究所「国内キャッシュレス決済市場の実態と将来予測（2024年版）」

(注8) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

(注9) パーチェッシングカード

企業における固定費や企業間の購買活動の決済に特化したカード

(注10) 経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」とりまとめ

(3) 経営戦略等

当社グループは次のような事業上の優位性を有しております、これらの優位性を踏まえて、中長期的な経営戦略を策定しております。

① イネーブラー型のビジネスモデル

キャッシュレス化の急速な進展により、国内ではカードやウォレット、コード決済など、様々な決済サービスを提供する事業者が勃興しておりますが、当社グループは、そのような事業者を含め決済に関わるあらゆる企業に最先端の決済基盤や技術を提供するイネーブラーとしてのポジションを築いております。産業の垣根を超えて、あらゆる事業者や金融機関へ広く当社グループのプロダクトを提供することができるビジネスモデルにより、BtoC・BtoB双方の決済市場すべてが事業領域としてリーチできることから、決済市場全体の成長が当社グループの成長に繋がる特徴がございます。

② 決済全域を一気通貫でカバーする決済プラットフォーム

前述のクレジットカード業界の構造で例示したとおり、日本における決済の仕組みは役割が細分化された複雑な業界構造となっております。当社グループは、カード発行をはじめとしたイシューイング（注11）の領域から、加盟店管理や決済代行といったアクワイアリング（注12）の領域まで、決済に関わるすべての機能を一気通貫で提供しております。決済全域をカバーするオープンプラットフォームにより、様々な事業者が介在する従来の決済システムに比べて高い価格優位性を有するほか、これまでの分断されたシステム構造では実現し得なかった一元的なデータ蓄積が可能となる為、導入企業は、マーケティング活動に必要なデータを適切に活用いただくことができます。

③ フルクラウド・APIベースのオープンプラットフォーム

従来の決済システムは、決済手段ごとに縦割りで設計・開発されていたことにより、システムの維持管理や機能拡張に係る費用は莫大な金額となっておりました。当社グループが提供するオープンプラットフォームは、フルクラウドかつAPIベースで構築していることから、導入事業者が必要な機能を、低コストかつ短納期で実装することができるほか、追加の機能実装やアップデートも容易に実施できる拡張性を有しております。これにより大手金融機関であっても低コストかつスピーディーな商品拡張が可能となり利用者の利便性を向上することができます。加えて、これまでシステム開発等に要する費用の観点で、決済・金融事業への参入は資本力を持つ大手金融機関や大企業に限られておりましたが、当社グループが提供するオープンプラットフォームにより、新興企業や中堅中小事業者の決済・金融事業への参入障壁を大きく低下することができる為、キャッシュレス決済市場の活性化に繋がっております。

④ コンサルティングとプロダクトとの両輪による顧客基盤の拡大

「キャッシュレス」「フィンテック」といった言葉が生まれる以前の2006年から、当社グループは決済・金融領域に特化したコンサルティングサービスを提供し、金融機関や大手企業の課題解決に取り組んでまいりました。コンサルティングサービスを通じて培った知見や深い専門性は、現在では当社グループのコアコンピタンスとしてプロダクト開発にも強く活かされております。

決済・金融領域のコンサルティング・ファームとして長年積み上げた実績により、コンサルティングサービスを起点として決済システムの導入や事業参入に関するご相談をいただくことが多々ありますが、そのなかで当社グループのプロダクト導入に至るケースが多くあるほか、プロダクト導入後に、コンサルティング側に更なるご要望をいただき、そのフィードバックによりプロダクトの継続的な改善・進化に繋げる好循環を実現しております。このように、コンサルティングとプロダクトが連動することで、広告宣伝費を低い水準で維持しながらも、持続的に顧客基盤を拡大し、着実に信頼と取引拡大を実現する成長モデルを確立しております。

以上の優位性を踏まえた当社グループの経営戦略は以下のとおりです。

① 全方位アプローチによる顧客基盤の拡大

現在、当社グループの決済プラットフォームは、新たに決済・金融領域に参入しようとする会計システムや経費精算システムをはじめとしたSaaS企業を中心に導入が進んでおります。加えて、すでに膨大な顧客基盤を有する大手企業や従来の金融システムを運用する金融機関においても、柔軟で拡張性が高い当社グループのプラットフォーム導入が進んでおり、いずれも今後の成長ドライバーになると見込んでおります。

導入先であるSaaS企業を中心とした当社プラットフォームの決済処理金額（BtoB GTV）は、2023年3月期から2025年3月期にかけての年平均成長率が150%以上と急速に増加しているほか、ペイメントプラットフォーム利用企業数も2023年3月末から2025年3月末にかけて2.5倍以上に増加するなど高成長を実現しております。当社グル

ープでは、今後も提供するサービス領域や機能の拡張に継続的に取り組むことにより、これまで取り込めていなかった事業者の需要も満たし導入企業の拡大を進めるとともに、導入先であるSaaS企業自体の高い成長をドライバーに当社グループの成長に繋げてまいります。

大手企業や金融機関においては、エンドユーザーによる便利な決済・金融サービスを受けたいというニーズが高まる一方、従来のシステムでは柔軟性の欠如や大規模開発の必要性から、ニーズへの対応が困難になっているという課題が顕在化しており、当社プロダクトの導入に関する相談が増加しております。この要望に対し、大手企業特有のニーズである導入時におけるプロジェクトマネジメント、品質管理、リソース配分などを担うインテグレーション機能を強化し、顧客における当社プロダクトの組み込みを支援するとともに、既存システムと当社プロダクトの連携を実現する懸け橋となることで、大手企業や金融機関への導入を進めてまいります。

② サービス・機能の領域拡張によるプラットフォーム付加価値の向上

クレジットカードを発行する場合、カード発行ライセンスの取得や、カード発行・決済に関するミッションクリティカルなシステムプロセシング、その他残高管理、明細照会等、必要となる業務が多岐にわたります。当社グループの主力プロダクトの一つであるXardでは、SaaS企業や金融機関など、クレジットカードの発行ニーズがある事業者に対して、国際ブランドカードの発行を実現するプラットフォームを提供しており、Xardが提供する様々なAPI機能を導入企業のサービスに組み込むことにより、クレジットカード発行に関連する業務やコストを大きく低減させることができます。

現状では、プロセシング基盤、金融機能、オペレーション領域におけるコアとなる機能を提供しておりますが、一方で、イシュア固有の金融業務や、AIを活用した業務等、更なる高機能化及び領域拡張の余地があると考えております。また、足もとではAIによる付加機能として、クレジットカード決済における不正利用の検知、与信の付与及び審査などの機能追加、並びにクレジットカードに関連するオペレーションの自動化及び効率化などにAI技術の活用を進めており、これらの早期実装に向けて取り組んでおります。

こうした新たな価値創造を通じてイシューイング領域の機能をワンストップで提供することにより、付加価値を通じた収益性の向上と新たな顧客層の獲得を実現するとともに、進化し続けるカード基盤による顧客満足とエンゲージメントの向上を目指してまいります。

③ SMBCグループとの共同事業推進

当社グループは2024年にSMBCグループとの資本業務提携を行い、BtoB決済・BtoC決済領域における共同事業を開始、2025年4月には法人向けプラットフォーム「Trunk」を共同で発表し、中小企業を対象に、法人口座、カード、請求書発行、ファクタリング、経理業務の効率化等を統合したサービスを開始しております。

当社グループは「Trunk」の中核的機能を担うとともに、Xard、Winvoiceといったプロダクトを「Trunk」上で提供していく予定であり、今後は「Trunk」の拡大が当社グループの成長に大きく寄与するものと見込んでおります。SMBCグループは「Trunk」の目標として、リリースから3年間で30万口座、預金3兆円の獲得を掲げており、当社グループにおいてもその達成に向けて強固なアライアンス関係を構築し、SMBCグループとの事業共創を実現してまいります。

(注11) イシューイング

ユーザーに対するクレジットカードの発行のほか、カードの引き落とし情報及び利用状況の管理、利用明細の発行、請求などを行う業務

(注12) アクワイアリング

キャッシュレス決済における取引処理のほか、加盟店の審査及び管理、支払取次ぎなどを行う業務

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

重要な対処すべき課題として以下の事項に取り組んでまいります。

① ストック収入の積み上げによる収益基盤の強化

当社グループは、長期的な企業価値の向上には安定した収益基盤の強化が不可欠であると認識しており、システム開発及びプロダクト導入時の対価であるフロー収入を確保しつつ、当社グループのプロダクトが継続的に利用されることで将来にわたるストック収入が積み上がる収益構造を構築しております。

2025年3月期現在における連結売上高のうちフロー収入が5割程度を占めておりますが、ペイメントプラットフォーム事業におけるプロダクトを中心とした決済処理金額の積み上げに注力することにより、従量型で得られるストック収入の拡大を図るとともに、各プロダクトにおける機能拡張やサービス領域の拡大による付加価値の向上に取り組み、売上の高成長の実現と収益性の向上を目指してまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループでは、これまでにない新たなサービスを社会に提供するため、優秀な人材を採用し育成していくことが重要な課題であると認識しており、採用力の強化と従業員のモチベーション向上に向けた体制整備、仕組み作りを続けております。今後も継続的に人材採用と育成に対する投資を継続し、強固な事業基盤を確立することを目指してまいります。

③ 社会基盤に資する安定したサービスの提供

当社グループの提供するサービスは、社会インフラとしての重要性が増しており、システム障害発生などによるサービスの停止、遅延が様々な利用者に影響を与える可能性があります。当社グループはその役割の重要性に鑑み、システムの安定運用を重要課題と捉え、更なるサービス向上及び基盤強化を念頭にビジネスを遂行してまいります。

④ 情報管理の更なる強化

クレジットカードの不正使用、オンラインアカウントの乗っ取りなどが年々増加しており、キャッシュレス決済に関するセキュリティ問題への注目が集まっております。当社グループは、当該不正アクセスを防止することがサービス提供の重要課題と位置づけ、エンドユーザーの利便性を維持しながら万全なセキュリティを確保すべく、様々な手段及び対策の検討を行っております。情報漏洩をはじめとした情報セキュリティリスクを低減するため、リスク管理態勢の強化を目的に、必要とされる事業領域において、ISO/IEC 27001 : 2013（国内規格 JIS Q 27001 : 2014）への適合認証を取得し、情報セキュリティマネジメントシステムの適正な運用を行っております。更に、国際クレジットカードブランド5社が共同で策定したPCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) 基準にも、必要とされる事業領域において認証を取得しております。今後もセキュリティ強化に重点的に取り組んでまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、企業価値を高めるため、株式会社インフキュリオンを中心として経営戦略を立案し、グループ内でのシナジー効果の追求、事業運営の効率化、子会社に対する管理・監督機能を適正かつ有効に発揮すべく、今後もグループの業務や組織運営、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。そして企業の社会的責任の高まりに継続的にこたえ、意思決定の透明性・公正性確保と企業経営の効率性向上に注力していくために、コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの充実を図ってまいります。

⑥ 財務基盤の強化

当社グループは2025年3月期に単年度黒字化し、今後も継続的な利益成長を見込んでおりますが、事業成長を更に加速させる上では、既存プロダクトの機能拡張や新規事業開発などの成長投資のほか、事業基盤を支える人材の採用、事業拡大に伴う運転資金など、一定の資金需要が生じることが考えられます。当社グループでは、収益性の向上を重視したキャピタルアロケーションを実施するとともに、最適な資本構成を踏まえた外部調達も検討し、財務基盤の強化を進めてまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高、売上総利益における成長率に加え、EBITDAを経営上の重要な指標として位置付けております。当社グループの中長期的な企業価値を牽引する各プロダクトは、立ち上げのフェーズから、事業として軌道に乗り成長フェーズへと移行しておりますが、今後のより高い成長の実現に向けては更なる機能拡張及び利便性の向上等を企図した継続的なシステム開発が必要不可欠であると考えております。今後、このような成長投資に伴う減価償却費の増加が見込まれることから、当社グループの収益性及び現金創出力をより適切に把握することを目的として、減価償却費による影響を除いた指標であるEBITDAを経営判断に用いております。

また、当社グループでは、目標の達成状況を判断するための客観的な指標として「BtoB GTV」及び「ペイメントプラットフォーム利用企業数」を設定しております。「BtoB GTV」は、Xard及びWinvoiceにおいて取り扱う決済処理金額で構成されております。当社グループの中長期的な成長を牽引するペイメントプラットフォーム事業において、今後の業績成長の中核となる従量型ストック収入の算出基礎であり、その成長性を的確に示すことから、重要な指標として位置付けております。「ペイメントプラットフォーム利用企業数」は、当社グループが提供する決済プラットフォームを、導入先企業のサービスを通じて利用いただくユーザーの事業者数を示しており、BtoB GTVの拡大に不可欠な要素として積み上げに取り組んでおります。

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結売上高	4,902	5,836	7,174
前期比成長率	24.1%	19.1%	22.9%
連結売上総利益	2,235	2,727	3,189
前期比成長率	25.8%	22.0%	16.9%
連結EBITDA（注）1	△676	△481	188
前期比成長率	-	-	-
BtoB GTV	331億円	1,012億円	2,182億円
前期比成長率	335.9%	205.3%	115.5%
ペイメントプラットフォーム 利用企業数（注）2	25,988社	45,156社	70,036社

(注) 1. EBITDA=営業利益（又は営業損失）+減価償却費

2. ペイメントプラットフォーム利用企業数は、Xard及びWinvoiceの各導入先企業におけるサービス利用事業者数の単純合算であり、重複してサービスを利用する事業者につきましては相殺しておりません。

・中期的な成長目標

当社グループでは、経営戦略等の遂行を通して目指す中期的な成長目標として下記の数値目標を掲げ、事業拡大に取り組んでおります。

経営指標	目標数値
BtoB GTV 成長率	年平均成長率 約50%
連結売上高	年平均成長率 約25%
セグメント売上	ペイメントプラットフォーム事業 同 35%以上
	マーチャントプラットフォーム事業 同 約15%
	コンサルティング事業 同 約5%
連結売上総利益	年平均成長率 30%以上 利益率 50%以上
連結EBITDA	利益率 15%以上

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは、「決済から、きのうの不可能を可能にする。」をミッションとして定めるとともに、「あしたの世界に、いくつもの自由を。」をビジョンとして掲げております。フィンテックの力で社会の進化を加速させ、決済を起点にお金にまつわる不自由をなくし、これまでできなかったビジネスを可能とすることが、持続可能な社会の発展に繋がると考えており、当社グループの事業活動を通じてその実現を目指すとともに、継続的な企業価値の向上に努めております。

(2) ガバナンス

当社は、中長期的な企業の価値向上を目指した経営を推進する基盤として、コーポレート・ガバナンス体制の構築と更なる高度化に取り組んでおります。また、企業倫理・コンプライアンスの徹底、プライバシー、情報セキュリティ等においても継続的な改善、強化に取り組んでおります。当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し管理する為のガバナンスの過程、統制及び手続等の体制につきましては、その他のコーポレート・ガバナンスの体制と区分しておりません。

ガバナンス体制に関する詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3) 戦略

① 人材の育成に関する方針

当社グループでは、持続的な事業の成長及び企業価値の向上を図るために、人材を最も重要な経営資源として位置付け、多様かつ優秀な人材の獲得を進めるとともに、従業員が定着し、一層活躍できる人事制度の充実と職場環境の整備に取り組んでおります。

具体的には、OKR（注）による目標設定及び定期的な1on1面談を通して、各従業員に対し期待される役割を明確にするとともに、従業員のキャリアに関する希望を把握し、従業員一人ひとりの成長機会を提供しております。また、グループ内のシンクタンク部門メンバーや外部ゲストによる専門性の高い勉強会を定期的に実施し、業界や技術の先端情報をインプットできる環境を整えているほか、当社事業に関連する資格取得費用やビジネス及び技術関連書籍の購入費用を会社が支援することで、業務スキルの向上と従業員の自己研鑽を支援しております。

② 社内環境整備に関する方針

当社グループでは、毎月開催するタウンホールミーティングや、半期に一回全従業員が参加するキックオフミーティングなどを通して、会社の状況や方針、主な取り組みや課題、事例や技術情報などの共有をしており、全従業員が共通認識を持ち交流するための場として活用しております。また、組織の一体感の醸成及び部署を跨いだ連携強化を目的として、部活動や社内イベントを積極的に支援しており、従業員間の対話が活発に行われるよう具体的な施策を実施しております。

また、多様なバックグラウンドを有する人材を積極的に採用するとともに、リモートワーク勤務、フレックスタイム制度、遠隔地勤務制度などの導入により柔軟な働き方を可能とすることで、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境の整備に努めるとともに、全従業員のウェルビーイングの実現に取り組んでおります。

(4) リスク管理

サステナビリティに関するリスク及び機会に関しては、代表取締役社長が委員長を務めるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回以上の頻度で開催し、リスク及び機会の把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングを行うとともに、適宜適切に取締役会へ報告しております。また、リスク・コンプライアンス委員会の下部実務組織として、リスクコンプライアンスオーナー会議を設置し、あらゆるリスク及び機会をボトムアップで迅速に報告する仕組みを構築しております。

なお、当社のサステナビリティに影響を与える重要なリスク情報については「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 指標及び目標

当社グループでは、人材の多様性の確保を含む人材育成及び社内環境整備に関して、重要な経営課題の一つとして位置付け、人的資本に関する状況を把握するとともに、各種施策の効果測定に努めております。本書提出日現在においては、数値を用いた目標は定めておりませんが、今後、具体的な数値目標の設定及び状況の開示を進めてまいります。

(注) OKR (Objective and Key Result)

組織全体としての目標を達成するために、個々がどのような成果を目指すのかという具体的な指標を定めて行動していくこと

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

① 技術革新への対応について

＜影響度：大／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループが事業展開しているキャッシュレス決済及び金融DX関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、当社グループもその変化に柔軟に対応する必要があります。最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけではなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めています。しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 法的規制について

＜影響度：大／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループでは、finbeeを展開する㈱ネストエッグにおいて、電子決済等代行事業者としての登録を行っております。また、Wallet Stationを手掛ける㈱インフキュリオン及びAnywhereを展開する㈱リンク・プロセシングにおいて電気通信事業者としての届出を行っているほか、Wallet Station及びXardを展開する㈱インフキュリオンにおいて、資金決済に関する法律に基づく第三者型前払式支払手段を発行する事業者としての登録を行っております。本書提出日現在において認識している限りでは、当社グループは法令に定める欠格事由に該当する事實を有しておらず、また、所属する団体の自主規制規則に抵触する事實も有しておりません。しかしながら、将来、法律の改正、関連当局の指導、自主規制規則の改正などにより登録の取消等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③ 競争環境の変化について

＜影響度：中／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、日本においてまだ草創期にあるEmbedded Finance（組込型金融）事業を展開しております。本分野は急速に拡大していく分野であるため、今後競合企業が参入する可能性があります。当社グループは、これまで培った決済・金融領域の知見、ノウハウをもとに、これまでにないフィンテックサービスを逐次提供していくとともに、コンサルティング事業を通じた早期の顧客ニーズ把握による研究開発及び先行サービスの導入を梃に、アライアンス先及び資本提携先との顧客獲得のための戦略的な施策を展開することで、継続的な事業成長に努めてまいります。しかしながら、競合企業の競争力向上や競合企業の参入を含む競争環境の変化に伴い、当社グループや当社グループのサービス等に対する評価や信頼性を維持することができず、又はその優位性が失われる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ ペイメントプラットフォーム事業の営業損失について

＜影響度：中／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、2025年3月期に連結業績における各段階損益において黒字化を達成するなど成長フェーズに移行しております。なかでも、ペイメントプラットフォーム事業の各プロダクトが順調に立ち上がっており、当社グループの成長を牽引する事業として積極的な投資を継続しております。当該事業は、現在セグメント単位で営業損失を計上しておりますが、各プロダクトにおいては毎月固定で受領する基本料等のほか、決済処理金額等に応じて受領する従量型のストック収入が業績成長を牽引していることから、今後も顧客の積み上げによる売上高の拡大及び収益性の向上に伴い黒字化を見込んでおります。当社グループでは、事業又はプロダクト単位での収益性及び成長性をもとにした事業ポートフォリオ管理を実施するとともに、資本効率を意識したキャッシュアロケーションを行い、成長可能性が高い事業への資源分配に取り組むことで業績リスクの低減と高成長の実現に取り組んでおります。しかしながら、顧客獲得活動に遅れが生じた場合、又は事業拡大に必要な人材の獲得が想定通り進まず、当該事業の赤字が継続又は拡大する場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 大型案件による売上高等の変動について

＜影響度：中／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループでは、金融機関や大企業をはじめとした幅広い顧客から受注しており、特定の取引先に依存しない収益構造となっておりますが、一部のプロジェクトについては大型案件となり、年度によって特定の取引先からの受注金額が多くなる場合がございます。そのため、当社グループではプロジェクトごとの進捗を管理し、計画どおりに売上高及び利益の計上ができるように努めております。しかしながら、プロジェクトの進捗如何では、業績が特定の四半期に偏る可能性がございます。また、納期の変更により顧客の検査タイミングが事業年度を前後することで当社の売上が変動し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 決済端末の製造・調達・販売について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

マーチャントプラットフォーム事業において事業者に対し提供する決済端末について、当社グループは、中国を中心にグローバルでPOS端末等のOEM提供を行う海外メーカー等から、品質・セキュリティ面で精査・管理を行つたうえで端末を仕入れております。仕入元である当該海外メーカーはいずれも世界的な大規模端末メーカーであることから生産能力に問題はないほか、顧客へ安定供給できる程度の在庫を常時保有できるよう、良好な関係を構築しております。しかしながら、メーカーにおいて決済端末の生産体制に支障を生じるような事態が発生した場合のほか、メーカーの事業撤退など予期せぬ事象の発生によって決済端末の調達が困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 他社との業務・資本提携等について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、業務提携、資本提携等を通じた事業の拡大及び成長加速に取り組んでいく方針であり、当社グループの持つ技術やノウハウと提携先の持つ顧客網などを融合することにより、事業シナジーを発揮することを目指しております。M&Aを行う場合には、対象企業の財務内容、契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行い、リスクを回避するように努めておりますが、時間的な制約等から十分なデューデリジェンスが実施できない可能性のほか、買収後に偶発債務の発生等の可能性があります。また、新サービスを目的とした提携においてはその性質上、当該新サービスによる当社グループの事業及び経営成績への影響を確実に予測することは困難であり、当初見込んだ効果が発揮されない場合やこれらの提携等が何らかの理由で解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 事業投資について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、事業シナジーのあるスタートアップ企業及び事業への投資、子会社設立などを行っております。投資先選定にあたっては当該企業の財務内容など、詳細なデューデリジェンスを行い、また投資先については経営陣が定期的にモニタリングを行うことにより可能な限りリスクを早期に把握し回避するよう努めておりますが、今後の投資先の業績が計画通りに進捗せず経営状態が悪化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム及びセキュリティに関するリスク

① 不正アクセスへの対応について

＜影響度：大／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループでは、多くの事業において個人情報や機密情報を扱っていることから、データを不正に取得すること、なりすましによる悪用を目的とした悪意の第三者によるシステムへの不正アクセス等を受ける可能性があります。キャッシュレス決済に関するセキュリティの問題は、電子決済サービスを通じた銀行からの不正出金事故などにより世論の注目が高まっており、FISC(金融情報システムセンター)やキャッシュレス推進協議会等の業界団体、API接続先と協働して更なるセキュリティ強化対策を推進してまいります。

当社グループでは、当該不正アクセスを防止することがサービス提供の重要課題と位置づけ、エンドユーザーの利便性を維持しながら、サービスを提供するシステムや社内情報システム等に対して、ファイアウォールやWAFなどのセキュリティ機器の設置、外部のセキュリティ診断会社から客観的独立性をもった評価の実施・指摘箇所に対する対応等により、外部からの不正アクセスの予防を図っております。また、重要なデータは電子政府推奨暗号を用いて暗号化し、データの送受信も現時点で推奨される暗号化方式で暗号化するなど適切なセキュリティ対策を実施したうえで監視体制を強化しております。これに加え、従業員端末の振る舞い検知型のウィルス対策ソフトの導入や、個人情報を取り扱う保守作業を行う専用の環境を設置するなどの対策、コロナ下におけるリモートワークを前提とした堅牢かつ安定的な保守運用環境の確立、最新の攻撃動向の情報や脆弱性情報の収集・評価

と必要な対策を実施することなどで万全なセキュリティを確保することを目指しております。しかしながら、当社グループが提供したサービスに対し、外部からの不正アクセス又は不正利用等が生じる可能性があり、そのような事態に適切に対応できず信用失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② システムトラブルについて

＜影響度：大／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループの事業の多くはインターネットを介して行われており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信ネットワークに依存をしております。安定的なサービス運営を行うために、サーバー設備等の強化や社内体制の構築を行っておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の拡大、地震等の自然災害や事故等により予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社グループの事業展開及び財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理体制について

＜影響度：中／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは事業運営上、多くの顧客情報（一部個人情報を含む）及び機密情報を保有しております。そのため、機密情報の保護に紐づく社内規程の厳格な運用、機密情報の取り扱いに関する定期的な社内教育の実施、委託先管理の強化徹底など、セキュリティシステムの整備を行っております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システム開発について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループにおける事業のなかには、顧客のサービス利用に先立って、システム開発を実施するものがあります。システム開発にあたっては、品質管理基準にもとづく品質管理体制を構築し、開発プロセスの標準化等を実施しております。しかしながら、システム開発が高度化するなか、計画通りの品質を確保できない場合等には、プロジェクト完了のための追加対応費用や顧客からの損害賠償請求等により、当社グループの事業及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営管理体制に関するリスク

① 人材の採用・育成について

＜影響度：中／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループが、今後更なる事業拡大を実現するためには、優秀な人材の確保が必要不可欠となります。人材の獲得及び社内人材の育成に加え、人材の外部流出を防止することが重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行うとともに、各種勉強会の開催や福利厚生の充実等の施策を行っております。しかしながら、当社グループが必要な人材を十分に確保できなかった場合、又は社内の重要な人材が外部に流出してしまった場合には、人材の充実及び育成が計画どおりに進まず、事業規模に応じた適正な人材配置が困難になることから、事業拡大の制約要因となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

＜影響度：中／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大にあわせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ コンプライアンス体制について

＜影響度：中／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図るなどコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権の管理について

＜影響度：中／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、知的財産を企業の重要な経営資源と位置付けております。このため、第三者の知的財産権に対する侵害予防及び保有している知的財産権の保護に努めております。しかし、第三者よりその知的財産権を当社が侵害したとして訴訟を受け、商品・サービスの提供中止あるいは損害賠償等が必要になる場合、又は、当社グループの知的財産権への第三者による侵害について、当社グループからの主張が認められず、競争優位性が確保できなくなる場合を考えられ、結果として当社グループの業績及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定人物への依存について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社の代表取締役社長CEOである丸山弘毅は、当社設立以来当社グループの事業に深く関与しており、また、決済・金融領域における豊富な知識と経験を有しております、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 子会社管理について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社は連結子会社3社を有しております。連結子会社の管理体制については関係会社管理規程を整備するとともに、当社から取締役を派遣し経営指導するなど、実際の企業運営において深く連携しております。また、月次での業績管理、外部環境の変化及び財政状況のモニタリングなど、適切な管理及び支援を実施しております。しかしながら、各社の損益状況は、当社グループの連結財務諸表に結合されるため、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、連結子会社の業績の悪化、不祥事などの発生、外部環境の急速な悪化などが、当社の経営に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 大規模な自然災害及び新型感染症の拡大について

＜影響度：大／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、停電等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、新たな感染症等の拡大により都市封鎖、外出制限等が実施された場合、当社グループの事業活動が計画どおりに進捗しない可能性や経済へ与える影響により当社サービスの需要減少をもたらし業績に大きな影響を与える可能性があります。

② ソフトウェア資産の減損について

＜影響度：中／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは今後の業容拡大を図るため、継続的にソフトウェアの設計・開発に向けた投資を行っております。各事業の実績が事業計画を大きく下回り、期末時点での業績見通しから、当該ソフトウェアの資産価値が著しく低下したと判断した場合には、減損損失を計上しております。このような状況になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟について

＜影響度：中／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当連結会計年度において当社グループの業績に重要な影響を及ぼす係争・訴訟は提起されておりません。しかしながら、業績に影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 親会社等との関係について

＜影響度：小／顕在可能性：小／発生時期：特定時期なし＞

当社は、SMBCグループと、法人向け決済を起点とした企業のDXを総合的に支援するソリューション・プラットフォームの構築・提供を目的として、資本業務提携契約を締結しております。

当社は、本提携によりSMBCグループと共同で新たなプロダクトの開発を行い、共同事業から得られる収益については貢献度に応じた分配を受けることで合意しております。また、当該共同事業に必要なコンサルティング及びシステム開発については、原則として当社グループが受託することとなっており、特にコンサルティング業務に

については固定のリティナー・フィーを受領することに合意しております。加えて、当社の既存プロダクトを共同事業に組み込む予定であり、これに係る従量課金収入は別途発生する見込みであります。

当社は、㈱三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」といいます。また、SMBCグループとあわせて「SMFGグループ」といいます。）が発行済株式総数の29.0%（本書提出日現在）を間接的に保有する持分法適用会社であり、SMFGは当社の「その他の関係会社」に該当いたします。SMFGグループは当社の筆頭株主ですが、当社グループの経営の自主性及び独立性を維持することについて資本業務提携契約にて合意しており、当社グループの経営方針、政策決定及び事業展開に関する意思決定は、独立役員及び専任役員を中心とした経営陣により独自に行っております。

なお、SMFGグループとの取引は関連当事者取引に該当し、2025年3月期において343百万円の取引が発生しております（詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」をご参照ください）。これらの取引におきましては、一般株主との間に利益相反が生じる可能性があることを認識しており、当社は実効的なガバナンス体制を構築することにより、一般株主の利益に十分配慮した対応を行っております。

また、人的関係として、当社役員のうち徳田勝之は三井住友カード㈱の代表取締役専務を兼務しておりますが、これは当社事業に対する助言を得ることを目的としております。更に当社の事業遂行において、SMFGグループの事前承認又は事前報告を必要とする事項ではなく、当社の独立性及び自立性は確保されていると認識しており、今後についても同様の関係性を維持する方針であります。

現在、SMFGグループとの関係は良好ですが、仮に関係が悪化するような事態が発生した場合、当社に対するSMFGグループ関連の取引の減少等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

＜影響度：小／顕在可能性：大／発生時期：中期＞

当社グループでは、役員、従業員等に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプション制度を採用しているほか、資金調達の多様化を目的として転換社債型新株予約権付社債を発行しております。現在付与している新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,918,400株であり、発行済株式総数18,669,600株の15.6%に相当しております。

⑥ 配当政策について

＜影響度：小／顕在可能性：中／発生時期：特定時期なし＞

当社グループは、企業価値を最大限にし、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては、財務体質の強化と事業拡大のため内部留保の充実を図り、収益基盤の整備や収益力強化を当面の優先事項とすることが株主に対する最大の利益還元に繋がると認識しております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要是次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第19期連結会計年度（2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は4,002百万円となり、前連結会計年度末に比べ561百万円増加いたしました。これは主に「Winvoice」の稼働開始により、ユーザーによるクレジットカード決済額が増加したことにより、未収入金が639百万円増加したこと等によるものであります。当連結会計年度末における固定資産は1,231百万円となり、前連結会計年度末に比べ340百万円増加いたしました。これは主にソフトウェア開発への投資を行い、ソフトウェア仮勘定が231百万円増加したこと等によるものであります。この結果、当連結会計年度末における総資産は5,233百万円となり、前連結会計年度末に比べ902百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は1,660百万円となり、前連結会計年度末に比べ609百万円減少いたしました。これは主に借入金の返済を行ったことにより、短期借入金が800百万円減少したこと、転換社債型新株予約権付社債の返済期限が当連結会計年度末時点での1年以内となり、流動負債への振替を行い、200百万円増加したこと等によるものであります。当連結会計年度末における固定負債は1,159百万円となり、前連結会計年度末に比べ220百万円減少いたしました。これは主に転換社債型新株予約権付社債の返済期限が当連結会計年度末時点での1年以内となり、流動負債への振替を行い、200百万円減少したこと等によるものであります。この結果、当連結会計年度末における負債合計は2,819百万円となり、前連結会計年度末に比べ829百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は2,413百万円となり、前事業年度末に比べ、1,732百万円増加いたしました。これは主として、新株の発行により株主資本が1,664百万円増加したことによるものです。

第20期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は5,878百万円となり、前連結会計年度末に比べ645百万円増加いたしました。これは主として、一時差異等加減算前課税所得の増加により、繰延税金資産が221百万円増加したこと、「Winvoice」の決済額の増加等により、未収入金が116百万円増加したこと等によるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は3,233百万円となり、前連結会計年度末に比べ413百万円増加いたしました。これは主として、「Winvoice」の取引増加に伴い借入の実行を行い、短期借入金が652百万円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は2,645百万円となり、前連結会計年度末から231百万円増加いたしました。これは主として、親会社株主に帰属する四半期純利益230百万円等によるものです。

② 経営成績の状況

第19期連結会計年度（2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における我が国経済は、中東地域をめぐる情勢や欧米の高金利の継続、米国の通商政策による影響など海外景気の下振れに加え、物価高に伴う節約志向の高まりが国内経済の回復基調を下押しするリスクはあったものの、雇用・所得環境の改善や、企業における生成AIの活用、DX関連投資の拡大などが材料となり、底堅く推移いたしました。

当社グループが属するEmbedded Finance（組込型金融）を主体としたフィンテック業界におきましては、Eコマース（EC）、モバイルバンキング、二次元コード・バーコードを用いた一般消費者向けデジタル金融・決済サービスの拡大に加え、法人領域におけるDXの進展により、事業者間の決済取引においても電子商取引の拡大及びキャッシュレス化が急速に進んでおります。銀行口座以外での給与受け取りを可能とした「デジタル給与払い」の解禁、バックオフィス業務の電子化を促す「改正電子帳簿保存法」の施行及び「インボイス制度」の導入など、政府による政策面での後押しも、法人、個人双方の領域におけるキャッシュレス決済の拡大に寄与しております。

このような状況のもと、当社グループは「決済から、きのうの不可能を可能にする。」をミッションとして掲

げ、キャッシュレスの社会浸透を牽引するイネーブラーとして、生活者と事業者・金融・行政など社会全体のデジタル化の実現に向けて事業を推進しております。

当連結会計年度においては、当社グループの成長ドライバーであるペイメントプラットフォーム事業の事業拡大に注力したほか、マーチャントプラットフォーム事業及びコンサルティング事業が安定して推移いたしました。また、2024年8月には、SMBCグループとの資本業務提携契約を締結いたしました。決済を中心とした最先端のソリューションにより、事業者のビジネスを変革するソリューション・プラットフォームを構築、提供することを目指して、事業者向け決済・金融事業領域におけるSMBCグループとの協業を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,174百万円（前期比22.9%増）、営業利益は143百万円（前期は528百万円の損失）、経常利益は107百万円（前期は598百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は74百万円（前期は557百万円の損失）となりました。また、これらの事業活動を通じて、将来的なストック収入につながるフロー収入及びコンサルティング収入は4,966百万円（前期比20.0%増）となったほか、持続的な成長の収益基盤であるストック収入は2,207百万円（前期比30.1%増）と順調に積み上がりました。

主なセグメントの概況は以下のとおりであります。

<ペイメントプラットフォーム事業>

スマホ決済プラットフォーム「Wallet Station」は金融機関向けの大型開発案件などが進捗したほか、プリペイドチャージ連携サービス「CharG」において、新たに複数の企業から受注いたしました。

次世代カード発行プラットフォーム「Xard」においては、主要なビジネス向けSaaS事業者への導入が進んだことを背景に、前期に続き決済処理金額（Gross Transaction Value、以下「GTV」）が過去最高を更新いたしました。

請求書支払プラットフォーム「Winvoice」においては、導入先企業数が増加したことに加え、新たな機能開発及びXard導入先へのクロスセル提案などを実施したことが案件の積み上げに寄与いたしました。

これらの結果、ペイメントプラットフォーム事業の当連結会計年度の売上高は3,659百万円（前期比42.1%増）、セグメント損失は223百万円（前期は712百万円の損失）となりました。

<マーチャントプラットフォーム事業>

店舗向けの決済端末提供及び決済センター事業を手掛ける株式会社リンク・プロセシングにおいて、決済端末「Anywhere」の新規導入が進み、稼働端末ID数が16万件を超えるなどストック収入が着実に増加いたしました。アクワイアリング事業においては、引き続き、株式会社北國銀行フィナンシャルホールディングスとの間でフルクラウド型アクワイアリングシステムの構築に向けた開発が進捗いたしました。

これらの結果、マーチャントプラットフォーム事業の当連結会計年度の売上高は2,006百万円（前期比11.0%増）、セグメント利益は79百万円（前期比54.1%増）となりました。

<コンサルティング事業>

当社グループの強みであるキャッシュレス関連の知見を活かしたハウスPayの導入支援をはじめ、金融事業の戦略検討支援など、引き続き金融機関から流通・サービス企業、情報・通信企業と幅広い先に対してコンサルティングサービスを提供いたしました。また、従前のビジネス領域にとどまらず、IT領域における実績を着実に積み上げることで、ペイメントプラットフォーム事業及びマーチャントプラットフォーム事業と連携した案件の比率も高い水準で推移いたしました。

これらの結果、コンサルティング事業の当連結会計年度の売上高は1,507百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は395百万円（前期比27.9%増）となりました。

第20期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当第1四半期連結累計期間（2025年4月1日～2025年6月30日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善及びインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ、米国の通商政策をはじめとした政策動向による影響の広がりなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業が立脚する決済・金融領域におきましては、Eコマース（EC）、モバイルバンキング、二次元コード・バーコードを用いた一般消費者向けデジタル決済・金融サービスの拡大に加え、法人領域におけるDXの進展により、事業者間の決済取引においても電子商取引の拡大及びキャッシュレス化が急速に進んでおります。銀行口座以外での給与受け取りを可能とした「デジタル給与払い」の解禁、バックオフィス業務の電子化を促す「改正電子帳簿保存法」の施行及び「インボイス制度」の導入など、政府による政策面での後押しも、法人、個人双方の領域におけるキャッシュレス決済の拡大に寄与しております。

このような状況の下、当社グループは「決済から、きのうの不可能を可能にする。」をミッションとして掲げ、キャッシュレスの社会浸透を牽引するイネーブラーとして、生活者と事業者・金融・行政など社会全体のデジタル化の実現に向けて事業を推進しております。

当第1四半期連結累計期間においては、当社グループの成長ドライバーであるペイメントプラットフォーム事業において顧客の拡大による事業者間の決済処理金額（Gross Transaction Value、以下「GTV」という。）の積み上げに注力したほか、マーチャントプラットフォーム事業、コンサルティング事業における事業活動に取り組みました。また、2025年4月には、SMBCグループが提供を開始した法人向けデジタル総合金融サービス「Trunk」の開発に参画することを発表するなど、2024年9月に締結した資本業務提携契約に基づくSMBCグループとの法人向け決済領域における協業が具体的に進捗いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,992百万円、営業利益は45百万円、経常利益は37百万円（、親会社株主に帰属する四半期純利益は230百万円となりました。

主なセグメントの概況は以下のとおりです。

<ペイメントプラットフォーム事業>

ペイメントプラットフォーム事業では、クラウド上に構築された当社の決済・金融ソリューションを金融機関や事業者のサービスにAPIで接続し組み込むことで、各社サービスへのクレジットカード機能やキャッシュレス決済機能の搭載を実現するオープンプラットフォームを提供しております。具体的には、次世代カード発行プラットフォーム「Xard」、請求書支払プラットフォーム「Winvoice」、スマホ決済プラットフォーム「Wallet Station」を中心としたプロダクトを展開しております。

当第1四半期連結累計期間は、Wallet Stationにて初期開発におけるフロー収入が前年同期を下回ったものの、Xard及びWinvoiceにおけるGTVが積み上がったことにより従量型で得られるストック収入が伸長し、セグメントの売上高を牽引いたしました。また、SMBCグループと共に進めている法人向けデジタル総合金融サービス「Trunk」の開発に係る収益も業績成長に寄与いたしました。

これらの結果、ペイメントプラットフォーム事業の売上高は967百万円、セグメント損失は178百万円となりました。

<マーチャントプラットフォーム事業>

マーチャントプラットフォーム事業では、キャッシュレス社会の拡大に必要不可欠な要素である店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を推進するためのプラットフォームを提供しております。具体的には、決済端末、アプリケーション、決済センターをワンストップで提供する決済ソリューション「Anywhere」の提供ほか、足もとではフルクラウド型アクワイアリングシステムの開発を進めております。

当第1四半期連結累計期間は、Anywhereにおいて大型の決済端末の新規導入が進んだほか、稼働端末ID数が着実に増加したことにより、フロー収入、ストック収入ともに順調に推移いたしました。

これらの結果、マーチャントプラットフォーム事業の売上高は619百万円、セグメント利益は108百万円となりました。

<コンサルティング事業>

コンサルティング事業では、決済・金融領域を中心に、大企業の新規事業やデジタル化など、企画から運用までの各フェーズにおけるコンサルティングサービスを提供しております。当社が強みを持つキャッシュレス関連の知見を活かしたハウスPay導入支援などをはじめ、ネオバンク事業推進支援や、金融事業の戦略検討支援などについて、金融機関から流通・サービス企業、情報・通信企業と幅広い先に対してアドバイスを行っております。

当第1四半期連結累計期間は、安定した顧客基盤からの受注によりセグメント業績は堅調に推移したほか、ペイメントプラットフォーム事業及びマーチャントプラットフォーム事業でのビジネスに繋がる案件の比率も高い水準で推移いたしました。

これらの結果、コンサルティング事業の売上高は406百万円、セグメント利益は154百万円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第19期連結会計年度（2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ209百万円増加し、1,615百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要

因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により減少した資金は、336百万円（前期は812百万円の支出）となりました。これは主に、増加要因として税金等調整前当期純利益104百万円（前期は税金等調整前当期純損失△605百万円）及び営業債権の減少額177百万円（前期は営業債権の増加額299百万円）があつた一方で、減少要因として未収入金の増加額639百万円（前期は未収入金の減少額9百万円）等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により減少した資金は、283百万円（前期は491百万円の支出）となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出269百万円（前期は390百万円の支出）等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により増加した資金は、829百万円（前期は1,514百万円の収入）となりました。これは主に、増加要因として株式の発行による収入（新株予約権の行使分含む）1,664百万円（前期は575百万円の収入）及び短期借入れによる収入600百万円（前期は6,289百万円の収入）があつた一方で、減少要因として短期借入金の返済による支出1,400百万円（前期は5,989百万円の支出）等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第19期連結会計年度及び第20期第1四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

	第19期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第20期第1四半期 連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	
セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
ペイメントプラットフォーム事業	3,659,649	142.1	967,115
マーチャントプラットフォーム事業	2,006,631	111.0	619,143
コンサルティング事業	1,507,070	103.8	406,149
報告セグメント計	7,173,351	122.9	1,992,407
その他	1,066	290.0	307
合計	7,174,418	122.9	1,992,714

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第20期第1四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第19期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第20期第1四半期 連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
㈱北國銀行	893,968	15.3	1,786,748	24.9	399,701	20.1
B I P R O G Y(株)	—	—	737,267	10.3	—	—
三井住友カード株式会社	—	—	—	—	263,008	13.2

3. 各連結会計年度において割合が10%未満の取引先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(財政状態)

財政状態の分析内容は、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(経営成績)

経営成績の分析内容は、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析内容は、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループにおける主な資金需要は、事業活動における運転資金及びプロダクト開発に伴う設備投資資金であります。運転資金は、人件費を中心とする販売費及び一般管理費等の営業費用のほか、請求書支払いプラットフォーム「Winvoice」にかかるサプライヤー企業への一時的な立替資金であり、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの短期借入により調達された資金を財源としております。また、設備投資資金は、内部留保に加え、エクイティファイナンス及び金融機関からの長期借入金等による外部調達を含めた資金を財源としており、当該タイミングにおける資本コスト及び財務の健全性等を総合的に勘案し、調達することとしております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。そのなかで、当社グループは、過去の実績等をふまえ合理的と判断される仮定に基づいて会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれらの見積りと相違する可能性があります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの経営成績に影響を与える要因は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。キャッシュレス決済及び金融DX関連市場の特性上、特に技術革新や顧客ニーズの変化への対応につきましては、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼすリスクであると認識しております。なお、当該リスクへの対応として、優秀な人材の確保及び教育等により、技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応可能な体制の構築を進める方針であります。

⑤ 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、セグメントごとに計画達成のキーとなる数値目標(KPI)を設定し、計画と実績の差異について

検討と対策を実施しています。これは、現時点において予定通りの進捗となっており、今後の業績に寄与するものと期待できることから、堅調に推移しているものと認識しております。なお、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の推移については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

当社は、2024年8月22日開催の取締役会決議に基づき、㈱三井住友銀行及び三井住友カード㈱と、決済を起点として企業のDXを総合的に支援するソリューション・プラットフォームの構築及び提供を目的として、資本業務提携を締結しております。

契約の内容は以下のとおりであります。

契約の名称		資本業務提携契約
契約年月日		2024年8月23日
契約の当事者①	名称	株式会社三井住友銀行
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
	代表者の役職・氏名	代表取締役頭取CEO 福留 朗裕
	事業内容	銀行業
契約の当事者②	名称	三井住友カード株式会社
	所在地	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大西 幸彦
	事業内容	コンシューマーファイナンス業（クレジットカード業務）
契約の概要		資本参画を前提として、BtoB事業者向け決済・金融事業領域とBtoC事業者向け決済・金融事業領域において共同事業を行うもの

6 【研究開発活動】

当社グループは、「決済から、きのうの不可能を可能にする。」というミッションのもと、あらゆる産業・企業のフィンテック・パートナーとして、社会全体のキャッシュレス化及びDXを推進するため、顧客体験や業務効率向上させる金融サービスを機能単位で柔軟に利用できるテクノロジーを用いたプロダクト及びプラットフォームの開発に取り組んでおります。

現在、当社グループの開発人材は総従業員の約4割を占めており、特に当社グループの今後の事業成長を牽引する決済プラットフォーム領域における研究開発を推進しております。

第19期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度における研究開発費の総額は353百万円であり、主要な研究開発活動は以下の通りであります。

(1) ペイメントプラットフォーム事業

複数企業の共同利用を前提とした「マルチテナント」型のWallet Stationにおいて、機能を向上・拡充する為の様々なアプリケーションの開発を進めております。その他、Winvoice（請求書支払いプラットフォーム）の機能拡充の開発を進めています。

また、Xardにおいて追加機能の開発を進めております。

当事業にかかる研究開発費は346百万円であります。

(2) マーチャントプラットフォーム事業

次世代の決済端末の導入及び新機能の提供に向けた開発を進めています。

当事業にかかる研究開発費は6百万円であります。

(3) コンサルティング事業

該当事項はありません。

第20期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は102百万円であり、主要な研究開発活動は以下の通りであります。

(1) ペイメントプラットフォーム事業

複数企業の共同利用を前提とした「マルチテナント」型のWallet Stationにおいて、機能を向上・拡充する為の様々なアプリケーションの開発を進めています。その他、Winvoice（請求書支払いプラットフォーム）の機能拡充の開発を進めています。

また、Xardにおいて追加機能の開発を進めています。

当事業にかかる研究開発費は102百万円であります。

(2) マーチャントプラットフォーム事業

該当事項はありません。

(3) コンサルティング事業

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第19期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループは、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、合わせて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資（有形・無形固定資産受入ベースの数値）の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
ペイメントプラットフォーム事業	228,102千円
マーチャントプラットフォーム事業	45,933
コンサルティング事業	-
計	274,035
調整額	-
合計	274,035

設備投資の主なものは、ペイメントプラットフォーム事業においては、ソフトウェア（Xard事業における開発）、マーチャントプラットフォーム事業においては、ソフトウェア（Anywhere事業における開発）であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第20期第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、合わせて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資（有形・無形固定資産受入ベースの数値）の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結累計期間
ペイメントプラットフォーム事業	52,917千円
マーチャントプラットフォーム事業	14,866
コンサルティング事業	-
計	67,784
調整額	-
合計	67,784

設備投資の主なものは、ペイメントプラットフォーム事業においては、ソフトウェア（Xard事業における開発）、マーチャントプラットフォーム事業においては、ソフトウェア（Anywhere事業における開発）であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
株式会社インフキュリオン	本社 (東京都千代田区)	ペイメント プラットフォーム事業 マーチャントプラット フォーム事業他	業務設備 開発設備	-	-	-	571,775	571,775	203

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 本社等の建物を賃借しており、年間賃借料は82,590千円であります。
 3. 帳簿価額は、連結調整前の数値であります。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
株式会社インフキュリオンコンサルティング	本社 (東京都千代田区)	コンサルティング事業	業務設備	-	342	-	-	342	52
株式会社リンク・プロセシング	本社 (東京都千代田区)	マーチャントプラットフォーム事業	業務設備 開発設備	-	381	105,110	37,808	143,300	70

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 株式会社インフキュリオンコンサルティング及び株式会社リンク・プロセシングの本社事業所は、(1)の提出会社の賃借事務所の一部を賃借しているものであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(2025年8月31日現在)

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了 (注) 1	
株式会社イン フュリオン	ペイメントプ ラットフォー ム事業	ソフトウエ ア (注) 2	520,000	479,205	自己資金	2023年 11月	2026年 3月期	(注) 5
株式会社イン フュリオン	ペイメントプ ラットフォー ム事業	ソフトウエ ア (注) 2	350,000	190,302	自己資金 増資資金	2024年 10月	2026年 3月期	(注) 5
株式会社イン フュリオン	ペイメントプ ラットフォー ム事業	ソフトウエ ア (注) 2	250,000	-	増資資金	2026年 4月	2027年 3月期	(注) 5
株式会社イン フュリオン	ペイメントプ ラットフォー ム事業	ソフトウエ ア (注) 2	110,000	-	増資資金	2027年 4月	2028年 3月期	(注) 5
株式会社リン ク・プロセシ ング	マーチャント プラットフォ ーム事業	ソフトウエ ア (注) 3	340,000	56,056	当社からの 投融資資金 (注) 4 自己資金	2024年 5月	2028年 3月期	(注) 5

(注) 1. 今後の設備投資計画の変更により、完成予定年月が変更される可能性があります。

2. Xard事業における個人利用者向け機能等の機能拡充を目的とし、継続的なソフトウェア開発への投資を実施しております。投資金額については、当社にて承認された中期経営計画に基づき記載しております。
3. Anywhere事業のサービス向上を目指し、システム改修の一環としてソフトウェア開発、端末アプリ開発及び業務システム開発に投資しております。投資金額については、当社にて承認された中期経営計画に基づき記載しております。
4. 「当社からの投融資資金」は、当社が今回の増資（新株式発行）による調達資金を、子会社へ投融資するものであります。
5. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	74,000,000
計	74,000,000

(注) 2025年8月20日開催の臨時株主総会において定款変更が決議されたことにより、発行可能株式総数は73,770,000株増加し、74,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,669,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	18,669,600	—	—

(注) 1. 2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、同日付ですべて消却しております。
2. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は18,622,926株増加し、18,669,600株となっております。
3. 2025年8月20日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2016年8月31日	2018年10月24日	2020年2月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 38 (注) 9	当社監査役 3 当社従業員 35 (注) 9	当社取締役 3 当社従業員 14 (注) 9
新株予約権の数（個）※	165	34	1,280
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,650 [660,000] (注) 1、7、8	普通株式 340 [136,000] (注) 1、7、8	普通株式 1,280 [512,000] (注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	64,000 [160] (注) 2、7、8	264,300 [661] (注) 2、7、8	264,300 [661] (注) 2、8
新株予約権の行使期間※	自 2018年9月1日 至 2026年8月31日	自 2020年10月25日 至 2028年10月24日	自 2022年2月18日 至 2030年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 64,000 [160] 資本組入額 32,000 [80] (注) 4、7、8	発行価格 264,300 [661] 資本組入額 132,150 [330.5] (注) 4、7、8	発行価格 264,300 [661] 資本組入額 132,150 [330.5] (注) 4、8
新株予約権の行使の条件※	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を他に譲渡することは禁止する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5		

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年2月17日	2022年3月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 3 (注) 9	当社取締役 3 当社従業員 35 (注) 9
新株予約権の数（個）※	100	216 [201]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 100 [40,000] (注) 1、8	普通株式 216 [80,400] (注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	264,300 [661] (注) 2、8	492,000 [1,230] (注) 2、8
新株予約権の行使期間※	自 2022年2月18日 至 2030年2月17日	自 2024年3月9日 至 2032年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 266,844 [667] 資本組入額 133,422 [334] (注) 4、8	発行価格 492,000 [1,230] 資本組入額 246,000 [615] (注) 4、8
新株予約権の行使の条件※		(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。	本新株予約権を他に譲渡することは禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※		(注) 5

※最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は、第2回及び第3回新株予約権は10株、第4回、第5回及び第6回新株予約権は1株、本書提出日の前月末現在は、第2回及び第3回新株予約権は、4,000株、第4回、第5回及び第6回新株予約権は400株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合は、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額での新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）また株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行会社の発行済株式数から発行会社が保有する自己株式数を控除した数とする。自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式の処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替えるものとし、株式無償割当を行う場合には、「新規発行株式数」を「割当株式数」に読み替え、「1株当たり払込金額」は零とするものとする。

更に、発行会社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、発行会社が会社分割を行う場合、又は発行会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、発行会社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社及び関連会社の役員、従業員又は顧問の地位にあることを要する。

②新株予約権者が死亡した場合には、その時をもって新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の継続保有及び権利行使を認めない。ただし、発行会社の取締役会において、当該相続人による本新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、新株予約権者の死亡後1年間に限り、権利行使をすることができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。

⑤その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

4. 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金は、払い込まれた金額の2分の1とし、残余は資本準備金とする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

以下のア、イに準じて決定する。

ア新株予約権者が当社の役員、従業員でなくなった場合には、同日当会社は無償で当該新株予約権を取得することができる。この場合には、遅滞なく当該新株予約権者に通知又は公告を行う。

イ当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転により消滅会社となった場合で、存続会社の承認が得られない場合には、当社は無償で新株予約権を取得する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 第5回新株予約権は、新株予約権1個につき2,544円で有償発行しております。

7. 第2回及び第3回新株予約権は、2018年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年1月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発

行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
9. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在（2025年8月31日）の「付与対象者の区分及び人数」は、第2回新株予約権は当社取締役2名、当社従業員22名、第3回新株予約権は当社監査役2名、当社従業員13名、第4回新株予約権は当社取締役2名、当社従業員9名、第6回新株予約権は当社取締役2名、当社従業員11名となっております。また、第5回新株予約権は付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の行使により、当社取締役0名、当社従業員1名となっております。

	第10－1回新株予約権	第10－2回新株予約権
決議年月日	2024年8月14日	2025年5月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 254 (注) 7	当社取締役 1 当社従業員 94 (注) 7
新株予約権の数（個）※	2,248 [2,139] (注) 1	838 [832] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,248 [855,600] (注) 1、6	普通株式 838 [332,800] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	320,000 [800] (注) 2、6	320,000 [800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	自 2026年8月15日 至 2034年8月14日	自 2027年6月14日 至 2035年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 320,000 [800] 資本組入額 160,000 [400] (注) 4、6	発行価格 320,000 [800] 資本組入額 160,000 [400] (注) 4、6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	

※第10－1回新株予約権につきましては、最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

第10－2回新株予約権につきましては、新株予約権の割当日における内容を記載しております。新株予約権の割当日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の割当日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、本書提出日の前月末現在は400株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合は、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分を行った場合（本新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）または株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の } 1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行会社の発行済株式数から発行会社が保有する自己株式数を控除した数とする。「時価」とは発行会社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、発行会社株式に市場価格がある場合には直前の金融商品取引所における最終取引価格とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式の処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替えるものとし、株式無償割当を行う場合には、「新規発行株式数」を「割当株式数」に読み替え、「1株当たり払込金額」は零とするものとする。

更に、発行会社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、発行会社が会社分割を行う場合、又は発行会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、発行会社は必要と認める払込金額の調整を行う。

会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は株主総会の決議をもって適当と認められる行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役員、従業員の地位にあることを要する。

②新株予約権者が死亡した場合には、その時をもって新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の継続保有及び権利行使を認めない。ただし、発行会社の取締役会において、当該相続人による本新株予約権の権利行使を特に認めた場合は、新株予約権者の死亡後1年間に限り、権利行使をすることができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。

4. 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金は、払い込まれた金額の2分の1とし、残余は資本準備金とする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

以下のア、イに準じて決定する。

ア新株予約権者が当社の役員、従業員でなくなった場合には、同日当会社は無償で当該新株予約権を取得することができる。この場合には、遅滞なく当該新株予約権者に通知又は公告を行う。

イ当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転により消滅会社となった場合で、存続会社の承認が得られない場合には、当社は無償で新株予約権を取得する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在（2025年8月31日）の「付与対象者の区分及び人数」は、第10－1回新株予約権は当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員226名、第10－2回新株予約権は当社取締役1名、当社従業員93名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

名 称	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(1)決議年月日	2020年9月28日
(2)新株予約権の数（個）※	2
(3)新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
(4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	<p>本新株予約権の目的である株式（以下「転換対象株式」という。）の種類は当社普通株式とする。但し、次回株式資金調達（以下に定義する。）において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式（但し、その発行価額が転換価額（以下に定義する。）と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は、転換価額の当該種類株式の発行価額に対する比率に応じて適切に調整されるものとする。）とする。</p> <p>本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分（以下、当社の株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、本新株予約権の保有者ごとに、本新株予約権付社債の発行価額の総額を、転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨てこととし、行使する本新株予約権に係る本社債のうち、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に従い本新株予約権の行使に際して出資される部分以外の本社債（上記の切り捨てられる1株未満の端数に相当する本社債を意味する。以下「切捨償還額」という。）を、本新株予約権の行使の効力発生と同時に額面100円につき金100円の割合で償還するものとする。但し、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。</p>
(5)新株予約権の行使時の払込金額（円）※	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法</p> <p>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法」の交付株式数（算定の結果、除して得られる最大の整数を意味する。以下同じ。）の算定にあたり1株未満の端数を生じたときには、交付株式数に本項（転換価格）記載の転換価額を乗じて得られる額に相当する部分の本社債のみを本新株予約権の行使に際して出資するものとし、当該部分以外の本社債（切捨償還額）は「新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法」に従い償還するものとする。</p> <p>（転換価額）</p> <p>①「転換価額」とは、割当日以降2021年3月末日までに資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が1億円以上のものに限るものとし、</p>

	<p>以下「次回株式資金調達」という。)における1株あたり発行価額に1を乗じた額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)をいう。</p> <p>②前①にかかわらず、2021年3月末日(以下「転換期限」という。)までに次回株式資金調達が実施されなかった場合における転換価額は、150億円以上250億円以下の金額であって、当社と本新株予約権付社債権者とが別途協議により決定した金額(以下「評価額」という。)を本新株予約権の行使がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等(但し、本新株予約権を除く。)についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号②の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権の全てが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。</p> <p>③本号①及び②にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粹な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。</p>
(6)新株予約権の行使期間 ※	本新株予約権付社債の社債権者は、払込期日(2020年9月30日)の翌日以降いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従つて算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
(8)新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
(9)新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
(10)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項なし
(11)新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	(5)(7)参照
(12)新株予約権付社債の残高（百万円）※	200

※最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年8月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

名 称	第8回新株予約権
決議年月日	2024年2月13日
新株予約権の数（個）※	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	C種優先株式 200 [普通株式 80,000株] (注) 1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	500,000 [1,250] (注) 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年2月27日 至 2032年2月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 500,000 [1,250] 資本組入額 250,000 [625] (注) 2、7
新株予約権の行使の条件 ※	なし
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払込をなすべき額をいう。
3. (注) 4の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ② 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
- ④ 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- ⑤ 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。
- ⑥ 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

4. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

- ① 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ. 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ. 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- ③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

5. (注) 4の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

- ① 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 第3の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

6. 会社が、合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約

権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び(注) 3から5に基づき定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2025年8月20日開催の臨時株主総会において、普通株式を目的とする新株予約権に変更しております。

9. 本新株予約権は、当社が、2024年2月27日に株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

① 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である丸山弘毅氏（以下、「丸山氏」）又は同氏が公庫に対してあっせんした者（当社を含む）に売却するものとする。この場合は、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として14日以内に売却するものとする。但し、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。

② 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、①の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を丸山氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができるものとする。

③ 当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記①の定めにかかわらず、公庫は丸山氏と協議のうえ、本新株予約権を丸山氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができるものとする。

④ 上記①、②、又は③の場合において、丸山氏又は同氏が公庫に対してあっせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、丸山氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

⑤ 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。売買価格＝(株式の時価－行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数、ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は丸山氏と協議のうえ、売買価格を決めることができる。

名 称	第9回新株予約権
決議年月日	2024年3月19日
新株予約権の数（個）※	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	C種優先株式 120 [普通株式 48,000] (注) 1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	500,000 [1,250] (注) 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年3月29日 至 2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 500,000 [1,250] 資本組入額 250,000 [625] (注) 2、7
新株予約権の行使の条件 ※	なし
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を他に譲渡することは禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
 調整後株式数=調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
2. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払込をなすべき額をいう。
3. (注) 4の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ② 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
- ④ 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- ⑤ 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。
- ⑥ 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
4. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
- ① 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
 調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
 イ. 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以

前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- ロ. 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- ③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

5. (注) 4の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

① 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③ 第3の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

6. 会社が、合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び(注) 3から5に基づき定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に記載する行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 2に準じて決定する。

⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2025年8月20日開催の臨時株主総会において、普通株式を目的とする新株予約権に変更しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月31日 (注) 1	普通株式 920	普通株式 29,808 A種優先株式 4,700	211,600	626,100	211,600	894,820
2021年2月24日 (注) 2	普通株式 476	普通株式 30,284 A種優先株式 4,700	109,480	735,580	109,480	1,004,300
2021年3月5日 (注) 3	普通株式 1,904	普通株式 32,188 A種優先株式 4,700	437,920	1,173,500	437,920	1,442,220
2021年3月31日 (注) 4	—	普通株式 32,188 A種優先株式 4,700	△1,073,500	100,000	—	1,442,220
2021年10月22日 (注) 5	普通株式 949	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700	—	100,000	466,908	1,909,128
2021年10月29日 (注) 6	B種優先株式 3,455	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455	849,930	949,930	849,930	2,759,058
2021年12月31日 (注) 7	—	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455	△849,930	100,000	849,930	3,608,988
2022年4月28日 (注) 8	B2種優先株式 600	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600	147,600	247,600	147,600	3,756,588
2022年8月31日 (注) 9	—	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600	△147,600	100,000	—	3,756,588

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年12月22日 (注) 10	C 種優先株式 800	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 800	200,000	300,000	200,000	3,956,588
2024年3月1日 (注) 11	—	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 800	△290,000	10,000	—	3,956,588
2024年3月29日 (注) 12	C 種優先株式 350	普通株式 33,137 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150	87,500	97,500	87,500	4,044,088
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注) 13	普通株式 652	普通株式 33,789 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150	149,960	247,460	149,960	4,194,048

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月20日 (注) 14	D種優先株式 2,850	普通株式 33,789 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	815,100	1,062,560	815,100	5,009,148
2025年2月28日 (注) 15	—	普通株式 33,789 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	△979,904	82,655	△2,549,781	2,459,366
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注) 16	普通株式 130	普通株式 33,919 A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	17,344	100,000	17,344	2,476,711
2025年8月15日 (注) 17	普通株式 12,755 A種優先株式 △4,700 B種優先株式 △3,455 B2種優先株式 △600 C種優先株式 △1,150 D種優先株式 △2,850	普通株式 46,674	—	100,000	—	2,476,711
2025年8月20日 (注) 18	普通株式 18,622,926	普通株式 18,669,600	—	100,000	—	2,476,711

- (注) 1. 有償第三者割当増資 920株
 発行価格 460,000円
 資本組入額 230,000円
 主な割当先 株式会社セレス、TIS株式会社、株式会社マネーフォワード
2. 有償第三者割当増資 476株
 発行価格 460,000円
 資本組入額 230,000円
 主な割当先 三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合、大日本印刷株式会社
3. 有償第三者割当増資 1,904株
 発行価格 460,000円
 資本組入額 230,000円
 主な割当先 JPインベストメント1号投資事業有限責任組合、TOPPANホールディングス
 株式会社、株式会社りそな銀行
4. 資本金の減少は欠損補填のための無償減資（減資割合91.5%）によるものであります。
5. 株式交換（※）による増加であります。
 ※普通株式=1株：0.0356株、A種優先株式=1株：0.4065株、B種優先株式=1株：0.6443株
 株式交換完全子会社 株式会社ネストエッグ
6. 有償第三者割当増資 3,455株
 発行価格 492,000円
 資本組入額 246,000円
 主な割当先 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities L.P.、GMO GFF投資事業有
 限責任組合、GMOペイメントゲートウェイ株式会社
7. 資本金の減少は資本準備金への振替の無償減資（減資割合89.5%）によるものであります。
8. 有償第三者割当増資 600株
 発行価格 492,000円
 資本組入額 246,000円
 主な割当先 三菱UFJイノベーション・パートナーズ2号投資事業組合
9. 資本金の減少は資本剰余金への振替の無償減資（減資割合59.6%）によるものであります。
10. 有償第三者割当増資 800株
 発行価格 500,000円
 資本組入額 250,000円
 主な割当先 QR2号ファンド投資事業有限責任組合
11. 資本金の減少は資本剰余金への振替の無償減資（減資割合96.7%）によるものであります。
12. 有償第三者割当増資 350株
 発行価格 500,000円
 資本組入額 250,000円
 主な割当先 株式会社JR西日本イノベーションズ、静岡キャピタル9号投資事業有限責
 任組合、株式会社S Ventures
13. 新株予約権の行使による増加であります。
14. 有償第三者割当増資 2,850株
 発行価格 572,000円
 資本組入額 286,000円
 主な割当先 三井住友カード株式会社
15. 資本金の減少は欠損補填のための無償減資（減資割合92.2%）によるものであります。
16. 新株予約権の行使によるものであります。
17. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてを取得し、これと引換えにA種優先株主、B種優先株主、B2種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主に対し普通株式を交付したものです。また、取得したA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてを、2025年7月31日開催の臨時取締役会決議に基づき、消却しております。
18. 株式分割（1:400）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	4	—	10	1	—	16	31	—
所有株式数 (単元)	—	61,708	—	18,472	12,192	—	94,324	186,696	—
所有株式数の割 合（%）	—	33.05	—	9.89	6.53	—	50.52	100	—

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,669,600	普通株式 186,696	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	18,669,600	—	—
総株主の議決権	—	186,696	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価格の総額（円）
取締役会（2025年7月31日）での決議状況 (取得期間 2025年8月15日)	A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	—
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

(注) 当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、2025年8月15日付ですべて消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
償却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 4,700 B種優先株式 3,455 B2種優先株式 600 C種優先株式 1,150 D種優先株式 2,850	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月15日付で上記の自己株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。現時点においては事業拡大のための成長投資及び、財務体質の強化を図り、収益基盤の構築や収益力強化を当面の優先事項とし、企業価値を最大化することが株主に対する最大の利益還元に繋がると認識しております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、収益力強化のための成長投資、優秀な人材の確保・育成をはじめとした収益基盤の整備、財務体質の強化などに活用する方針であります。

将来的には、内部留保と企業を取り巻く事業環境のバランスを勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、そのほか年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループは、自らの持続的成長と中長期的な企業価値の向上により、社会をはじめ、株主、取引先、役職員、地域社会等の様々なステークホルダーに貢献し、また誠実に説明責任を果たしていくことを経営方針として重視しております。また、これらを円滑に実行するために「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、以下をコーポレート・ガバナンスの基本と認識し、その強化に努めてまいります。

- ・法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制

①コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人をそれぞれ設置しております。また、当社は、執行役員制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的・機動的な業務執行を図っております。更に、代表取締役社長直下に内部監査室を設置し、監査役会及び会計監査人と連携を図りながら、独立的な立場から法令及び社内規程に準じた執行状況の監査を実施しているほか、全社的なリスク及びコンプライアンスのマネジメントを的確に行う目的でリスク・コンプライアンス委員会及びその下部組織となるリスクコンプライアンスオーナー会議を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、議長の代表取締役社長丸山弘毅、取締役来田武則、取締役野上健一、取締役高木一輝、社外取締役重富隆介、社外取締役富岡圭、社外取締役徳田勝之の7名で構成されており、会社の重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行い、会社全体の持続的な成長と企業価値の向上を目指す機関として、経営に関わる重要事項並びに「定款」及び「取締役会規則」にて定めた取締役会決議事項について審議・決定するほか、業務執行を監督しております。

また、当社は、取締役会が、業務執行に係る権限の一部を執行役員に委任し、その監督を通じて経営の監督を行う体制としております。執行役員は12名おり、うち3名は取締役と兼任しております。

取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を24回開催しております。個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会の開催回数	取締役会の出席回数（出席率）
代表取締役	丸山 弘毅	24回	24回 (100%)
取締役	来田 武則	24回	24回 (100%)
取締役	野上 健一 (注) 1	9回	9回 (100%)
取締役	神澤 順 (注) 2	24回	23回 (96%)
取締役	玉木 壮 (注) 3	6回	6回 (100%)
社外取締役	村島 健介 (注) 4	24回	24回 (100%)
社外取締役	重富 隆介	24回	24回 (100%)
社外取締役	富岡 圭	24回	24回 (100%)
社外取締役	徳田 勝之 (注) 5	9回	8回 (89%)

- (注) 1. 取締役野上健一は2024年11月8日に就任しております。
2. 取締役神澤順は2025年6月27日に辞任しております。
3. 取締役玉木壮は2024年6月28日に辞任しております。
4. 取締役村島健介は2025年7月11日に辞任しております。
5. 取締役徳田勝之は2024年11月8日に就任しております。
6. 取締役高木一輝は2025年6月27日に就任しているため、上記には記載しておりません。

取締役会の具体的な検討内容は、法令及び定款に定められた重要事項の決定、中期経営計画の決定、業務執行取締役の職務執行状況の報告や決算報告のほか、各種投資、人事・組織体制、並びにリスク管理等であります。

b. 監査役会

監査役会は、議長の常勤監査役關弘、社外監査役本行隆之、社外監査役品川広志の3名で構成されております。各監査役は、独立的な立場から、取締役の業務執行について監査を行い、また必要に応じて各取締役会に対し意見を述べる体制となっております。また、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図ることで監査役監査の効率性と有効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

d. インフキュリオングループ経営会議

当社は、経営における意思決定の迅速化及び効率化を目的として、原則として週に1回の頻度でインフキュリオングループ経営会議を開催しております、当社グループの経営全般に関する取締役会の権限委譲を受けた範囲において、職務権限規程に従い業務執行議案の決議を行っております。インフキュリオングループ経営会議は、当社の常勤取締役、売上高10億円以上の当社子会社代表取締役により構成されており、常勤監査役はオブザーバーとして参加しております。

e. 内部監査室

当社は、2020年11月より、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、現在、専任2名の体制しております。内部監査は、当社グループにおける全ての事業活動が、経営の意図通りに運営されていることを監査によって確実とすることを目的として活動しております。

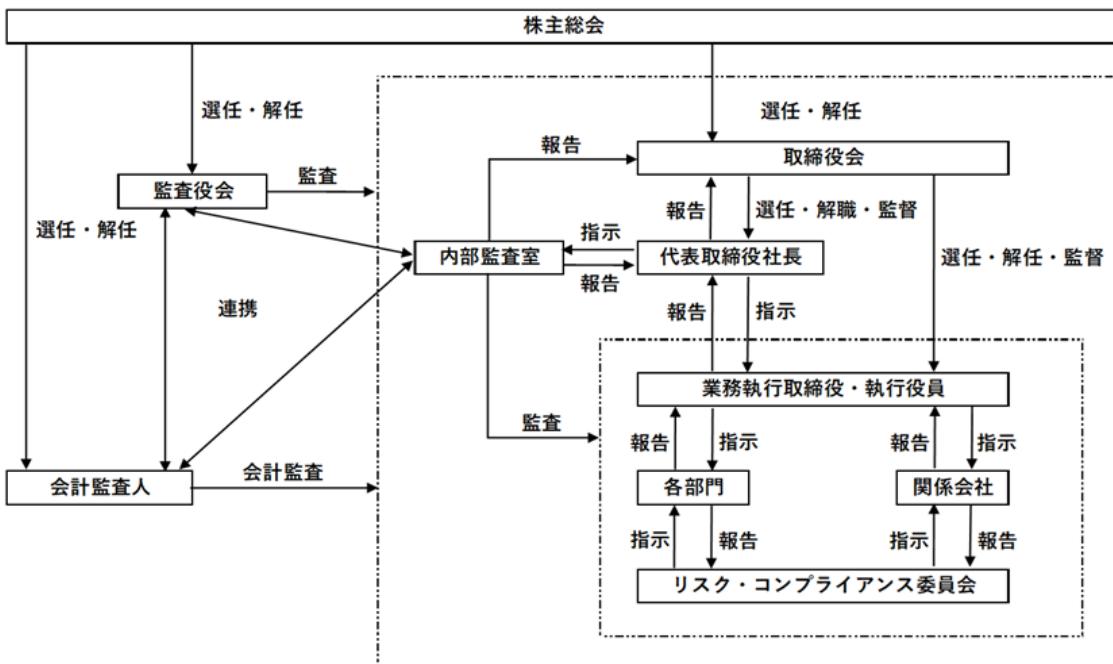
f. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社グループが経営のミッションを果たし継続的に社会貢献を行っていくために、リスクを収益の源泉として捉え、そのマイナスの影響を抑えながらリターンの最大化を追求していくことを目指しております、この全社的なリスク及びコンプライアンスのマネジメントを的確に行う目的でリスク・コンプライアンス委員会及びその下部組織となるリスクコンプライアンスオーナー会議を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、委員長である当社代表取締役社長をはじめ、当社業務執行取締役、当社最高情報セキュリティ責任者、当社子会社の代表取締役社長を常任委員とし、当社執行役員並びに当社子会社の業務執行取締役及び執行役員を非常任委員として構成しております。また、委員とは別に監督的な立場として常勤監査役がリスク・コンプライアンス委員会に出席しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。

また、リスクコンプライアンスオーナー会議は、リスクコンプライアンスオーナーである当社及び当社子会社の各事業部門や管理部門の責任者である部長（又は部長が任命する場合は副部長）・室長・ユニット長により構成され、原則として毎月1回開催しております。

以上の機関が相互に連携して監査及び監督することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制システム及びコンプライアンス遵守のモニター強化を継続的に維持することができるものと認識し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。



②当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を置き、経営の客観性と透明性を確保しております。また、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

監査役会は、社外監査役が過半数を占めており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べ、監督していくことが可能な体制となっております。更に会計監査人及び内部監査人との連携を密にすることで経営の執行に対する監査の有効性及び効率性を高め、監督を強化しております。

現在のコーポレート・ガバナンス体制において、これらの機関が相互に連携することにより、経営の健全性及び透明性を維持し、かつ内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底を確保できるものと認識しております。

③他のコーポレート・ガバナンスに関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築しております。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会を、原則、毎月1回開催し、社長等から職務の執行の状況につき報告を求めます。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務の執行を監査します。

当社グループにおける全ての事業活動が、経営の意図通りに運営されていることを監査によって確実とするため、社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」を制定し、当社及びグループ会社の監査を行います。

当社は、当社グループの役職員による、コンプライアンス違反や不正行為等を早期に発見し、速やかに取締役会に報告します。またその体制の強化を図るために「コンプライアンスポリシー」を制定します。また、「内部通報規程」を制定し、社内外にコンプライアンス・ホットライン窓口を設置し、コンプライアンス違反等を未然に防止する体制を推進します。なお、当該制度において、情報提供者に対し、内部情報の提供を理由とするいかなる不利な取扱いも行わないことを厳守します。

当社は、取引を含めた反社会的勢力との一切の関係を遮断し、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努めます。また、「反社会的勢力対策規程」を制定し、関係法令に準拠しつつ、当該の対策を強化していきます。

ロ. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、『Vision』を実現するために、リスクを収益の源泉として捉え、そのマイナスの影響を抑えながら、リターンの最適化を追求していくため、「リスクマネジメント細則」を制定し、当社グループにおける

リスクマネジメントを行い、当社グループの事業リスクを定期的に分析・評価の上、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制を整備します。

当社は、緊急事態の発生に際して被害と損害を最小とするために「緊急事態対策規程」を制定し、速やかに事態を把握し、迅速かつ適切に対処する体制を整備します。

ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会を円滑かつ有効に運用するものとします。

当社は、「執行役員制度」を採用し、取締役の業務の執行に係る一部の権限を執行役員に委譲することにより、経営の効率化を図ります。

当社は、効率的な取締役の職務執行を確保するため、取締役会にて各取締役及び執行役員について決定し、また、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を制定し、それぞれの職務権限及び主たる業務分担を定めます。

当社は、当社グループにおける重要な業務執行の決定を迅速かつ適正に行うため、「稟議規程」を制定し、職務権限等に応じた意思決定に関する運用の最適化に努めるほか、経営の諮問機関等を行う会議体として、社長を議長とする常勤取締役及び執行役員による経営会議並びに目的に応じた委員会等の会議体を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとします。

ニ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、取締役会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁や判断の詳細の検証を可能とするため、厳格に記録（電磁的媒体を含む）し、また、取締役、監査役その他の関係者が、適宜、上記の書類等を閲覧できることとします。

当社は、「情報セキュリティポリシー」並びに「機密管理規程」等の情報資産に係る諸規程を制定し、適正かつ法令に準拠した社内文書その他情報資産の記録、保存及び管理等について定めます。

ホ. 当社及び当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の業務の適正を確保するために、本基本方針に基づく内部統制を推進するとともに、当社の『Vision』、『Mission』、『Values』を浸透させ、これを基盤に当社とグループ各社との総合的な事業の発展を図ります。

グループ各社との業務の円滑化と適正化を図るため「関係会社管理規程」を制定し、状況に応じて、各社に取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるよう努めます。また、各社における経営上の重要事項に関しては、各社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、各社に当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を定めます。

当社は、グループ各社における内部統制システムの整備及び運用を支援し、状況に応じてその管理に当たり、グループ各社への教育・研修の実施などにより内部統制システムの整備を図ります。

当社は、当社各部門及びグループ各社の責任者が、それぞれの重要な業務の適正性及び信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」、「コンプライアンスポリシー」、「予算管理規程」、「リスクマネジメント細則」、「マネジメントシステム規程」等の方針並びに規程を制定し、重要な内部統制システムについて定期的に検証し、改善するなどの体制を整備します。

当社は、当社グループの役職員が、経営の意図に沿って業務を執行し、それぞれの重要な業務の適正性及び信頼性を確保するため、経営方針並びに必要に応じて重要な決定事項等を当社グループの役職員に対して適時に示達、共有するものとします。

内部監査部門は、当社各部門及びグループ各社の監査を実施し、それぞれの内部統制の構築状況について、取締役会に報告します。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助するための従業員を置くことを求めた場合、従業員を設置するものとします。また、監査役は、監査業務に必要な事項について当該従業員に指揮・命令することができるものとします。

ト. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うに当たっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役、執行役員その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、監査役の同意を得た上で、これを行うものとします。

チ. 当社並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ各社の取締役、監査役、従業員等は、当社又はグループ各社に著しい損害、重大な影響を及ぼす恐れのある事実等があることを発見したときは、速やかに直接又は主管部門を通じて、当社の監査役に報告するものとします。また、監査役は、その必要に応じ隨時に、当社及びグループ各社の取締役等に対し、報告を求めることができるものとします。

「内部通報規程」に準じ、監査役へ報告を行った者に対しても、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守するものとします。

リ. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとします。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社及び子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

取締役、執行役員及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとします。

当社の社長は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うものとします。

当社の監査役は、内部監査部門が定める内部監査に係る年度計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるものとします。

当社の監査役は、外部監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図るものとします。

b. 役員の免責事項

当社は定款において、社外取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨を定めております。

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。これは、監査役（これらの地位にあった者を含む。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c. 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。役員等賠償責任保険契約の契約期間は2026年6月1日までであります。

d. 取締役の定数

当社の取締役は10名以下とする旨を定款に定めています。

e. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めています。

また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めています。

f. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めています。また、当

社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 CEO	丸山 弘毅	1976年11月10日生	1999年4月 株式会社ジェーシービー入社 2008年1月 当社入社 2008年2月 当社取締役 2010年4月 株式会社リンク・プロセシング 取締役 2014年2月 株式会社インフキュリオン（現株式会社インフキュリオン コンサルティング）代表取締役 2014年6月 株式会社カード・ウェーブ 取締役 2015年9月 当社代表取締役 2015年9月 一般社団法人Fintech協会 代表理事 2016年4月 株式会社ネストエッグ 取締役(現任) 2017年10月 株式会社アダプトネットワークス（2024年4月に当社と合併により消滅） 取締役 2018年7月 株式会社インフキュリオンデジタル（2020年11月に当社と合併により消滅） 代表取締役 2018年7月 一般社団法人キャッシュレス推進協議会 理事 2018年10月 当社代表取締役社長（現任） 2020年11月 一般社団法人Fintech協会 常務理事 2021年6月 株式会社リンク・プロセシング 代表取締役 2022年11月 一般社団法人Fintech協会 エグゼクティブ・アドバイザー（現任） 2024年6月 株式会社リンク・プロセシング 取締役（現任）	(注) 3	2,130,800
取締役 執行役員 副社長 COO	来田 武則	1976年8月30日生	1999年4月 株式会社ジェーシービー入社 2008年2月 当社入社 取締役（現任） 2014年2月 株式会社インフキュリオン（現株式会社インフキュリオン コンサルティング） 取締役 2014年6月 株式会社カード・ウェーブ 代表取締役 2014年6月 株式会社リンク・プロセシング 監査役 2016年4月 株式会社ネストエッグ 監査役 2017年10月 株式会社アダプトネットワークス（2024年4月に当社と合併により消滅） 監査役 2018年10月 株式会社インフキュリオン（現株式会社インフキュリオン コンサルティング） 代表取締役 2021年6月 株式会社リンク・プロセシング 取締役（現任） 2022年1月 株式会社インフキュリオンコンサルティング 取締役 2022年6月 当社執行役員（現任） 2023年6月 当社副社長（現任）	(注) 3	2,131,600
取締役 執行役員 CFO	野上 健一	1985年11月13日生	2008年4月 株式会社三井住友銀行入社 2010年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン・ビジネス・グループ株式会社入社 2016年3月 株式会社メトセラ代表取締役 2024年4月 株式会社メトセラ取締役 2024年7月 当社執行役員CFO（現任） 2024年11月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	高木 一輝	1980年10月29日生	2003年4月 株式会社ジェーシービー入社 2005年9月 プルデンシャル生命保険株式会社入社 2007年2月 当社入社 2014年2月 株式会社インフキュリオン（現株式会社インフキュリオン コンサルティング）取締役 2017年10月 当社執行役員 2018年10月 株式会社インフキュリオン（現株式会社インフキュリオン コンサルティング）取締役副社長 2019年6月 当社取締役就任 株式会社インフキュリオンデジタル（2020年11月に当社と合併により消滅）取締役 株式会社アダプトネットワークス 取締役 2019年7月 株式会社リンク・プロセシング 取締役 2022年6月 株式会社インフキュリオン コンサルティング 代表取締役 2022年6月 当社取締役退任 当社執行役員（現任） 2025年6月 株式会社インフキュリオン コンサルティング 取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	80,000
取締役	重富 隆介	1961年10月10日生	1984年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年1月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2016年2月 モルガン・スタンレー証券（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）グローバル投資銀行部門 バイスチエアマン 2016年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 常務執行役員 2021年11月 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 代表取締役会長（現任） 2022年2月 株式会社シユーシー 顧問就任（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任） 2022年10月 Ubie株式会社 社外取締役（現任） 2024年6月 パナソニック ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）	(注) 3	30,000
取締役	富岡 圭	1976年5月26日生	1999年4月 日本オラクル株式会社入社 2007年6月 Sansan株式会社 取締役（現任） 2021年6月 Fringe81株式会社（現Unipos株式会社）社外取締役（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任） 2024年4月 Sansan Global (Thailand) Co., Ltd. Director（現任） 2025年3月 TOMIOKA Mission株式会社 代表取締役（現任）	(注) 3	30,000
取締役	徳田 勝之	1963年11月1日生	1987年4月 株式会社三井住友銀行入社 2014年4月 三井住友カード株式会社入社 2019年4月 三井住友カード株式会社執行役員 2020年4月 三井住友カード株式会社 常務執行役員 2021年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員（現任） 2023年4月 三井住友カード株式会社 取締役兼専務執行役員 2024年10月 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 専務執行役員（現任） 2024年11月 当社社外取締役（現任） 2025年4月 三井住友カード株式会社 代表取締役専務執行役員（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	關 弘	1963年5月24日生	1987年4月 株式会社イシマル入社 1994年2月 旭栄産業株式会社入社 1995年10月 千代田コンピューターサービス株式会社入社 1996年4月 協同組合長崎県酒販入社 2002年1月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社入社 2010年5月 岡三証券株式会社入社 2017年11月 株式会社岡三証券グループ出向 2022年12月 当社入社 2024年1月 当社監査役（現任） 2024年1月 株式会社インフキュリオン コンサルティング 監査役（現任） 2024年1月 株式会社リンク・プロセシング 監査役（現任） 2024年1月 株式会社ネストエッグ 監査役（現任） 2024年1月 株式会社アダプトネットワークス（2024年4月に当社と合併により消滅） 監査役	(注) 4	—
監査役	品川 広志	1976年12月7日生	2002年10月 弁護士（第二東京弁護士会）登録 2002年10月 濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 2008年9月 同所 米国ジョージア州 Alston&Bird LLP 出向 2009年9月 同所 モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）投資銀行本部 出向 2010年8月 米国カリフォルニア州 弁護士登録 2012年1月 錦華通り法律事務所（現弁護士法人エムパートナーズ 神田支所 錦華通り法律事務所）開設（現任） 2012年4月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 外部委員（現任） 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任） 2014年12月 株式会社レッド・プラネット・ジャパン（現 株式会社メタプラネット） 社外監査役 2015年6月 株式会社みらいワークス 社外監査役（現任） 2015年9月 タカラアセットマネジメント株式会社（現 MIRARTHアセットマネジメント株式会社） コンプライアンス委員会 外部委員（現任） 2016年3月 株式会社再生医療推進機構（現株式会社セルテクノロジー） 社外監査役 2017年7月 当社社外監査役（現任） 2017年12月 ESRリート投資法人 監督役員（現任） 2018年9月 株式会社メトセラ 社外監査役 2020年3月 ジャパンシステム株式会社 社外取締役（監査等委員） 2020年5月 株式会社アデランス 社外監査役（現任） 2020年6月 株式会社ジーンテクノサイエンス（現キッズウェル・バイオ株式会社） 社外監査役（現任） 2022年9月 株式会社メトセラ 社外取締役（監査等委員） 2024年4月 株式会社メトセラ 社外監査役（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	本行 隆之	1976年11月7日生	1999年4月 センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2005年12月 株式会社KPMG FAS入社 2011年11月 株式会社龍土町コンサルティング 代表パートナー 2012年4月 株式会社Stand by C Advisory（現 株式会社Stand by C 京都） 監査役 2013年1月 シロウマサイエンス株式会社 取締役（現任） 2014年6月 のぞみ監査法人 代表社員（現任） 2014年7月 Hamee株式会社 監査役 2014年11月 株式会社Stand by C 取締役 2016年3月 大江戸温泉リート投資法人（現 日本ホテル&レジデンシャル投資法人） 監督役員（現任） 2016年3月 株式会社Stand by C 京都 代表取締役（現任） 2016年6月 株式会社ライトアップ 監査役 2016年6月 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役（現任） 2016年12月 株式会社みらいワークス 監査役（現任） 2017年6月 株式会社NHKアート 監査役 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2020年10月 税理士法人Stand by C 社員 2023年7月 NE株式会社 監査役（現任） 2025年7月 ブルークリーン株式会社 監査役（現任）	(注) 4	—
計				4,402,400	

- (注) 1. 取締役重富隆介、富岡圭及び徳田勝之は、社外取締役であります。
2. 監査役品川広志及び本行隆之は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年8月20日の定款変更の時から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年8月20日の定款変更の時から、2029年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員（当社取締役を除く）は、以下の9名であります。

役職名	氏名
執行役員 CIO 株式会社リンク・プロセシング 代表取締役社長	齊藤 篤史
執行役員 CSO (BtoB担当) Winvoice 事業担当	森田 航平
執行役員 Xard 事業担当	吉中 慎
執行役員 Embedded Fintech 事業開発担当	伊與 隆博
執行役員 株式会社インフキュリオン コンサルティング 代表取締役社長	嶋田 裕太
執行役員 Embedded Fintech プロダクトマネジメント担当 VPoE (Vice President of Engineering)	角藤 靖之
執行役員 Embedded Fintech 技術担当 CTO (Chief Technology Officer)	長田 嘉充
執行役員 コーポレート副本部長 経理財務/IPO準備担当	和田 裕貴
執行役員 マーケティング&コミュニケーションズ副本部長	松田 恵利子

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役 3 名及び社外監査役 2 名を選任しております。

a. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役である徳田勝之は、当社に出資する三井住友カード株式会社の代表取締役専務を兼務しております。

社外取締役である重富隆介は、当社株式30,000株、新株予約権50個を所有しております。社外取締役である富岡圭は、当社株式30,000株及び新株予約権50個を所有しております。社外監査役である品川広志は、当社新株予約権 4 個を所有しております。社外監査役である本行隆之は、当社新株予約権 4 個を所有しております。

上記に記載の事項を除き、社外取締役 3 名及び社外監査役 2 名との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 社外取締役及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

取締役である重富隆介は、国内外の金融業界や資本市場において豊富な知見を有し、また、大手金融機関での経営者として豊富な経験と人脈を有していることから、社外取締役として選任しております。

取締役である富岡圭は、大企業向け SaaS 領域やプラットフォームビジネスにおいて豊富な知見を有し、また、上場会社での経営者として営業、組織運営、プロダクト設計等の分野で豊富な経験を有していることから、社外取締役として選任しております。

取締役である徳田勝之は、銀行・クレジットカード会社等の金融・決済業界での豊富な実務経験を有し、当社グループの事業に豊富な知見を有していることに加え、経営者として幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。

監査役である品川広志は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。

監査役である本行隆之は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

c. 社外取締役及び社外監査役の独立性の基準又は方針及び選任状況に関する提出会社の考え方

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準、又は方針として特段の定めはありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役と社外取締役は、当社取締役会及び適宜必要に応じて会議の場を設ける等の情報交換を行っており、また監査計画及び監査結果等について共有するなど、相互連携を図っております。

常勤監査役と社外監査役は、当社監査役会及び月に 1 回監査会議を設ける等の情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務執行状況の確認や業務改善に向けた協議を行うなど、監査の質的向上を図っております。

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、四半期に 1 回面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、2名が社外監査役であることにより、経営への監視機能を強化しております。金融機関の内部監査部門での10年以上の経験に加え、IT監査サービスを企業に提供するコンサルタントとしての経験を合わせ20年以上の監査経験がある常勤監査役の關 弘をはじめ、弁護士として法務に関する知見を有する品川 広志及び公認会計士として財務及び会計に関する知見を有する本行 隆之により、当社ビジネスへの理解を前提としつつ、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき、IT、企業法務及び財務・会計に関して深度ある監査を実施しております。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議、リスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるこにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、その状況は、毎月の監査役会において非常勤社外監査役に情報共有を図つており、非常勤社外監査役からは専門的な知見に基づく意見陳述が行われております。

これらの監査活動を通じて得られた認識事項については、適宜取締役や執行部門に対し助言を行っております。

また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。加えて、会計監査人及び内部監査室と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

各監査役の最近事業年度に開催した監査役会及び取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	最近事業年度の出席率	
		監査役会	取締役会
常勤社内監査役	關 弘	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)
非常勤社外監査役	本行 隆之	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)
非常勤社外監査役	品川 広志	100% (13回/13回)	100% (24回/24回)

監査役会における具体的な検討事項としては、取締役会で報告される重要事項の事前検討、コンプライアンス及びリスク管理状況、内部統制システムの整備・運用状況、決算の処理状況等であります。

また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議体への出席、議事録、関連資料の閲覧、関係者へのヒアリングを実施するとともに、それら情報を社外監査役と共有し、それぞれ専門的な知見及び客観的視点からの意見のもとで協議する等、監査役会を有効に機能させ、また、会計監査人、内部監査部門と連携して、企業の持続的な成長と価値向上に貢献するよう活動を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査室（2名）は、効果的かつ効率的な監査実施に努め、当社及び当社グループ会社に対し、期初に作成した監査計画に基づき、内部統制システムの整備、コンプライアンスの遵守、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を監査するとともに、内部監査の結果を取締役会、代表取締役社長、監査役及び関係部門へ報告しております。また、改善が必要な内容については改善計画に基づく実行の状況及び結果をフォローアップし、取締役会及び代表取締役社長に報告しております。

監査役とは定期的に会合を持ち、監査及び改善計画の状況説明、意見交換等を行っております。また、会計監査人とも定期的に意見交換を実施するほか、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象について会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて助言を得ております。

③ 会計監査の状況

a.監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b.継続監査期間

2023年度期首以降

c.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 西口 昌宏

指定有限責任社員 業務執行社員 藤間 信貴

d.監査業務に関する補助者の構成
公認会計士10名、その他11名であります。

e.監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任については、当社ビジネスへの理解を前提とした深度ある監査業務の実施可否、会計監査人としての品質管理体制や独立性、及び監査報酬の妥当性等を総合的に判断した結果、EY新日本有限責任監査法人を選任いたしました。

f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

定期的な意見交換を通じて重要な会計論点の事前説明・討議や、内部統制の整備に関する助言など、建設的な対話を重ねており、会計監査の実効性と信頼性を確保するための品質管理体制等が整備されていると認識しております。監査役会としては、当社ビジネスへの理解を前提とした深度ある監査業務の実施可否、独立性、専門性のいずれも良好と評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬の内容

	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	36,000	—	39,900	—
連結子会社	—	—	—	—
計	36,000	—	39,900	—

b.監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYグループ)に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c.その他の重要な証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社の規模・特性・監査日数・前年度監査報酬等を勘案して、監査法人から掲示された見積案をもとに監査役会の同意を得た上で決定しております。

e.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会により、経営環境、経営能力及び功績などを勘案し方針を決定しております。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役に具体的な内容について一任をすることとし、その権限内容は、各取締役の役割等級に応じた基本報酬額及び各取締役の前年度実績等を踏まえ、事前に定めた一定の範囲での報酬額の変動としております。なお、個人別の報酬額を決定するにあたって代表取締役は社外取締役と協議した上で原案を作成し、監査役会にかかる原案に対する意見を求め、当該意見を参考にして決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役会により、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を協議し決定しております。

なお、当社では執行役員を対象とした業績連動報酬制度を採用しております。退職慰労金制度は採用しておりません。

なお、当事業年度の取締役の報酬については、上記方針に基づき、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定いたしました。また、監査役の報酬については、監査役会の協議にて決定いたしました。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	59,000	59,000	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	14,200	14,200	—	—	2
社外役員	14,400	14,400	—	—	4

(注) 1. 取締役（社外取締役含む）の報酬限度額は、2018年6月18日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。

2. 監査役（社外監査役含む）の報酬限度額は、2023年12月18日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。

3. 上記には無報酬の社外取締役2名は含めておりません。

③役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用者兼務役員の使用者分給とのうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有する株式について、主として株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資以外の目的である株式について、適宜、保有株式ごとに保有に伴うリスクや経済合理性などを観点から、取締役会において保有の可否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	6	0
非上場株式以外の株式	2	14,488

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)		
㈱ジャックス	2,000	2,000	ペイメントプラットフォーム事業、マーチャントプラットフォーム事業、コンサルティング事業それぞれの領域における営業取引関係の維持強化及び協業の検討の為、保有しております。 (注)	無
	7,810	11,160		
㈱ネットプロテクションズ ホールディングス	14,000	14,000	ペイメントプラットフォーム事業における後払い領域での協業の検討の為、保有しております。 (注)	無
	6,678	3,192		

(注) 定量的な保有効果の測定は困難であります。また、銘柄ごとの取引状況、株式保有による便益のほか、将来的な協業を通じた企業価値への寄与等を踏まえ、取締役会において保有の合理性を検証してまいります。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人等が主催するセミナーへの参加により、会計基準の変更等について適切かつ的確に対応しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,406,547	1,615,931
受取手形	951	-
売掛金	1,356,420	1,126,909
契約資産	256,632	309,502
商品及び製品	59,989	91,036
仕掛品	※3 6,572	※3 719
原材料及び貯蔵品	238	4,294
前払費用	87,152	84,962
前渡金	119,341	75,573
未収入金	79,514	718,743
その他	70,187	31,598
貸倒引当金	△3,333	△57,151
流動資産合計	3,440,216	4,002,119
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※1 5,562	※1 4,051
その他（純額）	※1 0	※1 0
有形固定資産合計	5,562	4,051
無形固定資産		
ソフトウェア	106,644	105,110
ソフトウェア仮勘定	377,768	609,584
無形固定資産合計	484,412	714,695
投資その他の資産		
投資有価証券	24,348	14,488
繰延税金資産	237,421	345,451
差入保証金	138,603	152,536
その他	527	375
投資その他の資産合計	400,901	512,850
固定資産合計	890,877	1,231,597
資産合計	4,331,093	5,233,717

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	293,498	272,482
契約負債	148,510	110,100
短期借入金	※2 800,100	-
1年内返済予定の長期借入金	35,400	20,400
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	-	200,000
未払法人税等	95,709	78,742
未払消費税等	56,800	141,299
未払金	197,282	221,097
未払費用	277,147	272,956
受注損失引当金	772	-
製品保証引当金	2,589	28,262
預り金	354,663	307,922
その他	7,571	7,477
流動負債合計	2,270,046	1,660,741
固定負債		
長期借入金	1,179,600	1,159,200
転換社債型新株予約権付社債	200,000	-
固定負債合計	1,379,600	1,159,200
負債合計	3,649,646	2,819,941
純資産の部		
株主資本		
資本金	247,460	100,000
資本剰余金	4,024,884	2,017,547
利益剰余金	△3,602,964	291,446
株主資本合計	669,379	2,408,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,432	4,527
その他の包括利益累計額合計	4,432	4,527
新株予約権	7,635	254
純資産合計	681,447	2,413,775
負債純資産合計	4,331,093	5,233,717

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 5,836,415	※1 7,174,418
売上原価	※2,※5 3,109,031	※2,※5 3,985,142
売上総利益	2,727,383	3,189,275
販売費及び一般管理費	※3,※4 3,255,634	※3,※4 3,046,085
営業利益又は営業損失（△）	△528,251	143,189
営業外収益		
受取利息	16	791
受取配当金	390	610
受取保険金	2,939	-
受取手数料	2,235	666
その他	250	121
営業外収益合計	5,832	2,189
営業外費用		
支払利息	35,927	30,923
支払手数料	34,046	4,281
その他	6,397	2,547
営業外費用合計	76,371	37,752
経常利益又は経常損失（△）	△598,790	107,626
特別利益		
新株予約権戻入益	-	7,050
特別利益合計	-	7,050
特別損失		
投資有価証券評価損	6,363	9,996
特別損失合計	6,363	9,996
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△605,154	104,679
法人税、住民税及び事業税	130,352	138,026
法人税等調整額	△188,524	△108,071
法人税等合計	△58,172	29,954
当期純利益又は当期純損失（△）	△546,981	74,724
非支配株主に帰属する当期純利益	10,801	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△557,782	74,724

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	△546,981	74,724
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,188	94
その他の包括利益合計	※1 3,188	※1 94
包括利益 (内訳)	△543,792	74,818
親会社株主に係る包括利益	△554,593	74,818
非支配株主に係る包括利益	10,801	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	4,561,289	△4,266,282	395,007
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△557,782	△557,782
新株の発行	437,460	437,460		874,920
資本金から剰余金への振替	△290,000	290,000		—
欠損填補		△1,221,100	1,221,100	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△42,765		△42,765
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	147,460	△536,405	663,317	274,371
当期末残高	247,460	4,024,884	△3,602,964	669,379

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,243	1,243	7,711	66,433	470,396
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△557,782
新株の発行					874,920
資本金から剰余金への振替					—
欠損填補					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△42,765
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,188	3,188	△76	△66,433	△63,320
当期変動額合計	3,188	3,188	△76	△66,433	211,051
当期末残高	4,432	4,432	7,635	—	681,447

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,460	4,024,884	△3,602,964	669,379
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			74,724	74,724
新株の発行	832,444	832,444		1,664,889
資本金から剰余金への振替	△979,904	979,904		—
欠損填補		△3,819,686	3,819,686	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△147,460	△2,007,336	3,894,410	1,739,614
当期末残高	100,000	2,017,547	291,446	2,408,993

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,432	4,432	7,635	—	681,447
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)					74,724
新株の発行					1,664,889
資本金から剰余金への振替					—
欠損填補					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	94	94	△7,380		△7,286
当期変動額合計	94	94	△7,380	—	1,732,327
当期末残高	4,527	4,527	254	—	2,413,775

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△605,154	104,679
減価償却費及びその他の償却費	47,013	45,264
新株予約権戻入益	-	△7,050
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,575	53,817
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△58,730	△772
その他の引当金の増減額(△は減少)	△23,746	25,672
支払利息	35,927	30,923
投資有価証券評価損益(△は益)	6,363	9,996
営業債権の増減額(△は増加)	△299,729	177,592
棚卸資産の増減額(△は増加)	11,754	△29,248
営業債務の増減額(△は減少)	74,509	△63,182
未収入金の増減額(△は増加)	9,487	△639,228
未払消費税等の増減額(△は減少)	△13,017	84,914
未払金の増減額(△は減少)	2,924	23,010
未払費用の増減額(△は減少)	34,815	△4,190
前払費用の増減額(△は増加)	△7,103	2,288
前渡金の増減額(△は増加)	△104,484	43,768
預り金の増減額(△は減少)	150,262	△46,741
その他	11,084	3,752
小計	△726,249	△184,733
利息の支払額	△36,184	△31,021
法人税等の支払額	△112,021	△152,789
法人税等の還付額	62,044	30,690
その他	406	1,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△812,004</u>	<u>△336,453</u>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△642	-
ソフトウェアの取得による支出	△390,025	△269,889
貸付けによる支出	△900	-
貸付金の回収による収入	300	600
差入保証金の差入による支出	△107,067	△13,932
差入保証金の回収による収入	7,091	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△491,244	△283,221
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,289,100	600,000
短期借入金の返済による支出	△5,989,000	△1,400,100
長期借入れによる収入	1,200,000	-
長期借入金の返済による支出	△30,000	△35,400
株式の発行による収入	575,000	1,630,200
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△120,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	34,359
社債の償還による支出	△5,000	-
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	△400,080	-
その他	△5,593	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,514,426	829,059
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	211,176	209,384
現金及び現金同等物の期首残高	1,195,370	1,406,547
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,406,547	※ 1,615,931

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

㈱インフキュリオン コンサルティング

㈱リンク・プロセシング

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

イ 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

ロ 仕掛品

個別法に基づく原価法

ハ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

ともに貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4から15年

その他 2年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益（3年）に基づく定額法を採用しております。販売可能な有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いかが大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 製品保証引当金

製品保証引当金は、端末の販売後、一定期間当該端末を無償で補修・交換した場合の費用の支出に

備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。加えて、ソフトウエア開発契約に係る、将来の契約不適合責任の費用の支出に備えるため、個別案件ごとに当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。
なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ペイメントプラットフォーム事業

当事業においては、クラウド上に構築された当社の決済・金融ソリューションを、金融機関や事業者のサービス内に組み込むことで、多様なニーズに対応可能なクレジットカードの発行や、アプリへのキャッシュレス決済機能の搭載など先進的な組込型のファイナンス機能をクラウド上で提供しております。

当事業におけるサービスの提供のうち、受託開発に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、一部サービスにおいて利用権許諾によるシステムの提供を行っています。顧客が権利を有することとなる知的財産に、著しく影響を与える活動を行うことが、契約上定められていない場合は、使用権の付与にあたるため、顧客が使用可能になった時点で収益を認識しています。

システム提供にかかる収益は、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

②マーチャントプラットフォーム事業

当事業においては、あらゆるキャッシュレス手段を單一デバイスで解決するマルチ決済機能のほか、継続課金業務や店頭オペレーションのデジタル化を実現する端末の提供、加盟店におけるキャッシュレス決済の処理等を行うアクワイアリングシステムの開発、運営などを行っております。

当事業におけるサービス提供のうち、受託開発に係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供にかかる収益は、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

決済端末及び附属品などの棚卸資産の国内販売は、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品転移時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点での収益を認識しております。また、一部出荷によらず顧客の検収をもって収益を認識（請求済未出荷売上）をする場合があります。

③コンサルティング事業

当事業においては、当社グループは創業以来、金融機関や大手企業に対する決済・金融領域におけるコンサルティングサービスを提供しております。

当事業におけるコンサルティング契約については、契約期間にわたり充足されるサービスを提供するものであるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処

理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社 インフキュリオン コンサルティング

株式会社 リンク・プロセッシング

当連結会計年度において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社アダプトネットワークスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

イ 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

ロ 仕掛品

個別法に基づく原価法

ハ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

ともに貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4から15年

その他 2年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益（3年）に基づく定額法を採用しております。販売可能な有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いかが大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 製品保証引当金

製品保証引当金は、端末の販売後、一定期間当該端末を無償で補修・交換した場合の費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。加えて、ソフトウェア開発契約に係る、将来の契約不適合責任の費用の支出に備えるため、個別案件ごとに当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

ハ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ペイメントプラットフォーム事業

金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

②マーチャントプラットフォーム事業

あらゆるキャッシュレス手段を一つのデバイスで提供するマルチ決済端末の販売など、店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

決済端末及び附属品などの棚卸資産の国内販売は、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から顧客への製品転移時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、一部出荷によらず顧客の検収をもって収益を認識（請求済未出荷売上）をする場合があります。

③コンサルティング事業

決済・金融領域を中心に、大企業の新規事業や金融デジタルトランスフォーメーション（DX）化などを企画から運用までの各種フェーズでコンサルティング支援を行う事業を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っております。契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	237,421
繰延税金負債との相殺前の金額	241,945

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としております。なお、当社及び連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度が適用されることとなりました。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの翌期の受注状況等を予測し、作成しております。

主要な仮定である受注状況の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	5,562
無形固定資産	484,412
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、サービス等を基準とした管理会計上の区分を基礎としてグローピングを行っております。各資産又は資産グループについて減損の兆候が認められ、かつ、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

各資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローは翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの翌期の受注状況等を予測し、必要に応じて一定のストレスを考慮しております。

主要な仮定が変動し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対して実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

進捗度に基づく収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

994,935千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア開発の受注案件については、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

当社グループにおけるソフトウェア開発の受注案件による進捗度の測定には、原則としてプロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。また、プロジェクトの見積原価総額については、プロジェクトごとの契約内容に基づき発生する作業工程や工数等の主要な仮定を設定して算出しています。

また、原価総額の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかつた仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至2025年3月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	345,451
繰延税金負債との相殺前の金額	349,886

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎としております。なお、当連結会計年度より、当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの翌期の受注状況等を予測し、作成しております。

主要な仮定である受注状況の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	4,051
無形固定資産	714,695
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、サービス等を基準とした管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。各資産又は資産グループについて減損の兆候が認められ、かつ、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ます。

事業計画に基づき資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、サービス及びプロダクトごとの受注残高の発現時期及び翌期の受注状況等を予測し、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。

主要な仮定が変動し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対し、実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

進捗度に基づく収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

2,620,951千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェア開発の受注案件については、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。

当社グループにおけるソフトウェア開発の受注案件による進捗度の測定には、原則としてプロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。また、プロジェクトの見積原価総額については、プロジェクトごとの契約内容に基づき発生する作業工程や工数等の主要な仮定を設定して算出しています。

また、原価総額の見積りはプロジェクトの進行に応じて適宜見直しが行われ、原価総額の見積り時点では予見できなかった仕様変更や納期変更等により、原価総額の変更が発生し、その結果進捗度が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されました。その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による重要な影響はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	104,424千円	105,935千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティの総額	1,800,000千円	2,700,000千円
借入実行残高	700,100	—
差引額	1,099,900	2,700,000

(注) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約につきましては、当連結会計年度にて解約を行っております。

※3 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
仕掛品	1,015千円	一千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
72,072千円	68,789千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当 1,210,732千円	1,242,654千円
研究開発費 637,286	353,049
貸倒引当金繰入額 1,670	53,888

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
637,286千円	353,049千円

※5 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額及び製品保証引当金繰入額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受注損失引当金繰入額 △58,730千円	△772千円
製品保証引当金繰入額 △23,746	25,672

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金	
当期発生額 △1,876千円	136千円
組替調整額 6,363	-
法人税等及び税効果調整前 4,487	136
法人税等及び税効果額 △1,298	△41
その他有価証券評価差額金 3,188	94
その他の包括利益合計 3,188	94

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	33,137	652	—	33,789
A種優先株式	4,700	—	—	4,700
B種優先株式	3,455	—	—	3,455
B2種優先株式	600	—	—	600
C種優先株式（注）2	—	1,150	—	1,150
合計	41,892	1,802	—	43,694

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加652株は、転換社債型新株予約権付社債転換行使によるものであります。

2. C種優先株式の発行済株式の増加1,150株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（注）1、3	普通株式	1,086	—	652	434	—
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（注）2、3	普通株式	869	—	869	—	—
	第8回新株予約権（注）4	C種優先株式	—	200	—	200	—
	第9回新株予約権（注）4	C種優先株式	—	120	—	120	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7,635
合計		—	1,955	320	1,521	754	7,635

(注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、期日償還によるものであります。

3. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	33,789	130	—	33,919
A種優先株式	4,700	—	—	4,700
B種優先株式	3,455	—	—	3,455
B2種優先株式	600	—	—	600
C種優先株式	1,150	—	—	1,150
D種優先株式（注）2	—	2,850	—	2,850
合計	43,694	2,980	—	46,674

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加130株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. D種優先株式の発行済株式の増加2,850株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（注）1	普通株式	434	—	—	434	—
	第8回新株予約権	C種優先株式	200	—	—	200	—
	第9回新株予約権	C種優先株式	120	—	—	120	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	254
合計		—	754	—	—	754	254

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	1,406,547千円	1,615,931千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,406,547	1,615,931

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	82,590
1年超	61,942
合計	144,532

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	78,584
1年超	21,607
合計	100,192

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ソフトウェア開発計画等に照らして、必要な資金を調達しております。なかでも、短期的な運転資金は銀行借入により調達しており、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保証金は、差入預託保証金、本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。一方、敷金及び保証金のうち供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておりません。長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金は社内規程に基づき、適切に管理しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	14,352	14,352	—
(2) 長期貸付金（※3）	600	592	△7
(3) 差入保証金（※4）	138,603	138,484	△118
資産計	153,555	153,429	△126
(4) 転換社債型新株予約権付社債	200,000	188,367	△11,632
(5) 長期借入金（※5）	1,215,000	1,053,028	△161,971
負債計	1,415,000	1,241,395	△173,604

（※1）現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、預り金、短期借入金、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであ

ることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,996

(※3) 1年内返済予定の長期貸付金は長期貸付金に含めて記載しております。

(※4) 差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部返還時期を合理的に見積もれないものについては、割引率をゼロとして現在価値を算定しております。

(※5) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,406,547	—	—	—
受取手形	951	—	—	—
売掛金	1,356,420	—	—	—
長期貸付金	360	240	—	—
差入保証金	—	31,536	—	—
合計	2,764,279	31,776	—	—

「差入保証金」のうち供託金103,267千円については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

(注) 2. 短期借入金、社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,100	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	200,000	—	—	—	—
長期借入金	35,400	20,400	320,400	20,400	18,400	800,000
合計	835,500	220,400	320,400	20,400	18,400	800,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,352	—	—	14,352
資産計	14,352	—	—	14,352

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	592	—	592
差入保証金	—	138,484	—	138,484
資産計	—	139,077	—	139,077
転換社債型新株予約権付社債	—	188,367	—	188,367
長期借入金	—	1,053,028	—	1,053,028
負債計	—	1,241,395	—	1,241,395

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びその他の債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を契約期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。また差入保証金のうち、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なこと、かつ信用リスクが僅少であることから、割引率をゼロとして現在価値を算定しておりレベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ソフトウェア開発計画等に照らして、必要な資金を調達しております。なかでも、短期的な運転資金は銀行借入により調達しており、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保証金は、差入預託保証金、本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。一方、敷金及び保証金のうち供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておりません。長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、長期貸付金は社内規程に基づき、適切に管理しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	14,488	14,488	-
(2) 差入保証金（※3）	152,536	152,335	△200
資産計	167,024	166,823	△200
(3) 転換社債型新株予約権付社債（※4）	200,000	194,096	△5,903
(4) 長期借入金（※5）	1,179,600	1,023,042	△156,557
負債計	1,379,600	1,217,139	△162,460

（※1）現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、預り金、短期借入金、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(※3) 差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部返還時期を合理的に見積もれないものについては、割引率をゼロとして現在価値を算定しております。

(※4) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債は転換社債型新株予約権付社債に含めて記載しております。

(※5) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,615,931	—	—	—
売掛金	1,126,909	—	—	—
差入保証金	31,536	—	—	—
合計	2,774,377	—	—	—

「差入保証金」のうち供託金117,199千円については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	20,400	320,400	20,400	18,400	—	800,000
合計	220,400	320,400	20,400	18,400	—	800,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,488	—	—	14,488
資産計	14,488	—	—	14,488

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	152,335	—	152,335
資産計	—	152,335	—	152,335
転換社債型新株予約権付社債	—	194,096	—	194,096
長期借入金	—	1,023,042	—	1,023,042
負債計	—	1,217,139	—	1,217,139

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びその他の債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を契約期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。また差入保証金のうち、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なこと、かつ信用リスクが僅少であることから、割引率をゼロとして現在価値を算定しておりレベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,352	7,963	6,388
	小計	14,352	7,963	6,388
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		14,352	7,963	6,388

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額9,996千円）については市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について6,363千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,488	7,963	6,524
	小計	14,488	7,963	6,524
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		14,488	7,963	6,524

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額0千円）については市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について9,996千円（非上場株式）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 38名	当社監査役 3名 当社従業員 35名	当社取締役 3名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 3名 当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 1,016,000株	普通株式 328,000株	普通株式 732,000株	普通株式 104,000株	普通株式 340,000株
付与日	2016年8月31日	2018年10月24日	2020年2月28日	2020年2月21日	2022年3月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年9月1日 至2026年8月31日	自2020年10月25日 至2028年10月24日	自2022年2月18日 至2030年2月17日	自2022年2月18日 至2030年2月17日	自2024年3月9日 至2032年3月8日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託契約による受託者1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 188,000株
付与日	2022年4月8日
権利確定条件	権利行使時において、当社並びに当社子会社及び関連会社の役員、従業員又は顧問の地位にあることを要する。但し、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2025年7月1日 至2032年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	696,000	200,000	580,000	104,000	322,000
付与	—	—	—	—	—
失効	24,000	24,000	8,000	12,000	50,000
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	672,000	176,000	572,000	92,000	272,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	188,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	188,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	160	661	661	661	1,230
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,230
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF方式等により算出しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

467,670千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当連結会計年度
新株予約権戻入益	7,050千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 38名	当社監査役 3名 当社従業員 35名	当社取締役 3名 当社従業員 14名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 3名 当社従業員 35名
株式の種類別のス トック・オプショ ンの数（注）1	普通株式 1,016,000株	普通株式 328,000株	普通株式 732,000株	普通株式 104,000株	普通株式 340,000株
付与日	2016年8月31日	2018年10月24日	2020年2月28日	2020年2月21日	2022年3月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。
権利行使期間	自2018年9月1日 至2026年8月31日	自2020年10月25日 至2028年10月24日	自2022年2月18日 至2030年2月17日	自2022年2月18日 至2030年2月17日	自2024年3月9日 至2032年3月8日

	第7回 新株予約権	第10-1回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	受託契約による受 託者1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 254名
株式の種類別のス トック・オプショ ンの数（注）1	普通株式 188,000株	普通株式 963,600株
付与日	2022年4月8日	2024年8月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社並びに当 社子会社及び関連 会社の役員、従業 員又は顧問の地位 にあることを要す る。但し、別途取 締役会の承認があ った場合はこの限 りではない。	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定 めはありません。	対象勤務期間の定 めはありません。
権利行使期間	自2025年7月1日 至2032年3月31日	自2026年8月15日 至2034年8月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による
分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載して
おります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	672,000	176,000	572,000	92,000	272,000
付与	—	—	—	—	—
失効	12,000	40,000	60,000	—	185,600
権利確定	—	—	—	52,000	—
未確定残	660,000	136,000	512,000	40,000	86,400
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	52,000	—
権利行使	—	—	—	52,000	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第10-1回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	188,000	—
付与	—	963,600
失効	188,000	64,400
権利確定	—	—
未確定残	—	899,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	160	661	661	661	1,230
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第10-1回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,230	800
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2025年8月20日付株式分割（1株につき400株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF方式等により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

518,204千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

7,241千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（2024年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	903,621千円
未払賞与	55,858
仕掛品	162,678
税務上の繰越欠損金（注）	997,183
その他	113,215
繰延税金資産小計	<hr/> 2,232,556
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△974,474
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,016,136
評価性引当額小計	<hr/> △1,990,611
繰延税金資産合計	<hr/> 241,945
繰延税金負債	
その他	△4,523
繰延税金負債合計	<hr/> △4,523
繰延税金資産（負債）の純額	<hr/> 237,421

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	28,482	26,378	30,963	—	29,115	882,243	997,183
評価性引当額	△20,948	△23,740	△30,963	—	△27,641	△871,182	△974,474
繰延税金資産	7,534	2,638	—	—	1,473	11,061	22,708

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

税務上の繰越欠損金997,183千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産22,708千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、単体納税制度を適用しておりますが、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度が適用されることとなりました。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当連結会計年度の期末から適用しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度
(2025年3月31日)

繰延税金資産	
減価償却超過額	998,798千円
未払賞与	60,560
仕掛品	253,185
税務上の繰越欠損金（注）	915,335
その他	108,496
繰延税金資産小計	2,336,376
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△913,080
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,073,409
評価性引当額小計	△1,986,490
繰延税金資産合計	349,886
繰延税金負債	
その他	△4,434
繰延税金負債合計	△4,434
繰延税金資産（負債）の純額	345,451

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	27,019	31,715	—	29,822	35,079	791,699	915,335
評価性引当額	△25,199	△31,715	—	△29,822	△35,079	△791,263	△913,080
繰延税金資産	1,819	—	—	—	—	435	2,255

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

税務上の繰越欠損金915,335千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産2,255千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度
(2025年3月31日)

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3
住民税均等割	3.2
役員報酬損金不算入額	1.8
軽減税率適用による影響	△2.2
評価性引当額の増減	△46.3
繰越欠損金の期限切れ	27.2
グループ通算制度による影響	△7.6
連結子会社との税率差異	15.0
その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年2月19日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社アダプトネットワークスを吸収合併（以下、「本合併」といいます）することを決議し、2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称：株式会社アダプトネットワークス

事業の内容：コード決済事業等

(2) 企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社アダプトネットワークスを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社インフキュリオン

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、マーチャントプラットフォーム事業を一部集約することにより、コーポレート領域を含むグループ経営の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,198,885千円	1,357,372千円
契約資産	115,389	256,632
契約負債	122,065	148,510

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは94,110千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
1年以内	463,883
1年超2年以内	242,033
2年超3年以内	127,088
3年超	93,716
合計	926,722

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,357,372千円	1,126,909千円
契約資産	256,632	309,502
契約負債	148,510	110,100

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、役務の提供前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは99,591千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
1年以内	373,548
1年超2年以内	174,367
2年超3年以内	88,606
3年超	16,561
合計	653,084

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは事業の分類別に報告セグメントを決定しており、「ペイメントプラットフォーム事業」、「マーチャントプラットフォーム事業」、「コンサルティング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ペイメントプラットフォーム事業」は、金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を行っております。「マーチャントプラットフォーム事業」は、あらゆるキャッシュレス手段を一つのデバイスで提供するマルチ決済端末の販売など、店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を行っております。「コンサルティング事業」は決済・金融領域を中心に、大企業の新規事業や金融デジタルトランスフォーメーション（DX）化などを企画から運用までの各種フェーズでコンサルティング支援を行う事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	ペイメント プラットフ ォーム事業	マーチャン トプラット フォーム 事業	コンサルテ イング 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	1,002,838	562,171	6,852	1,571,863	367	1,572,230
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,572,711	1,246,386	1,445,087	4,264,184	-	4,264,184
顧客との契約から生じる収益	2,575,549	1,808,558	1,451,939	5,836,047	367	5,836,415
外部顧客への売上高	2,575,549	1,808,558	1,451,939	5,836,047	367	5,836,415
セグメント間の内部売上高又は振替高	12,500	3	21,096	33,599	△33,599	-
計	2,588,049	1,808,561	1,473,035	5,869,647	△33,231	5,836,415
セグメント利益又は損失(△)	△712,304	51,705	309,050	△351,548	△176,702	△528,251
セグメント資産	1,607,361	1,201,471	402,395	3,211,229	1,119,864	4,331,093
その他の項目						
減価償却費	2,469	40,561	261	43,292	3,720	47,013
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	343,673	50,618	-	394,292	-	394,292

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高の調整額は、講演料収入等であります。
- (2) セグメント利益の調整額△176,702千円には、セグメント間取引消去△480,000千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用303,297千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (3) セグメント資産の調整額1,119,864千円には、セグメント間の相殺額△1,309,917千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産2,429,782千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない預金等の金融資産であります。
- (4) 減価償却費の調整額には、各セグメントに配分していない資産に係る償却費が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは事業の分類別に報告セグメントを決定しており、「ペイメントプラットフォーム事業」、「マーチャントプラットフォーム事業」、「コンサルティング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ペイメントプラットフォーム事業」は、金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を行っております。「マーチャントプラットフォーム事業」は、あらゆるキャッシュレス手段を一つのデバイスで提供するマルチ決済端末の販売など、店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を行っております。「コンサルティング事業」は決済・金融領域を中心に、大企業の新規事業や金融デジタルトランスフォーメーション（DX）化などを企画から運用までの各種フェーズでコンサルティング支援を行う事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	ペイメント プラットフ ォーム事業	マーチャン トプラット フォーム 事業	コンサルテ ィング 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	252,913	350,514	1,022	604,450	1,066	605,516
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	3,406,736	1,656,117	1,506,047	6,568,901	-	6,568,901
顧客との契約から生じる収益	3,659,649	2,006,631	1,507,070	7,173,351	1,066	7,174,418
外部顧客への売上高	3,659,649	2,006,631	1,507,070	7,173,351	1,066	7,174,418
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,400	-	53,877	55,277	△55,277	-
計	3,661,049	2,006,631	1,560,947	7,228,628	△54,210	7,174,418
セグメント利益又は損失(△)	△223,460	79,697	395,414	251,651	△108,462	143,189
セグメント資産	2,770,075	1,011,219	673,959	4,455,253	778,463	5,233,717
その他の項目						
減価償却費	330	44,082	259	44,672	591	45,264
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	228,102	45,933	-	274,035	-	274,035

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高の調整額は、講演料収入等であります。
- (2) セグメント利益の調整額△108,462千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (3) セグメント資産の調整額778,463千円には、セグメント間の相殺額△964,922千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産1,743,385千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない預金等の金融資産であります。
- (4) 減価償却費の調整額には、各セグメントに配分していない資産に係る償却費が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社北國銀行	893,968	ペイメントプラットフォーム事業 マーチャントプラットフォーム事業 コンサルティング事業

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社北國銀行	1,786,748	ペイメントプラットフォーム事業 マーチャントプラットフォーム事業 コンサルティング事業
B I P R O G Y 株式会社	737,267	ペイメントプラットフォーム事業 コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	三井住友カード㈱	東京都江東区	34,000,003	コンシューマーファイナンス業	(被所有)直接 14.7	資本業務提携等	システム構築の受託、コンサルティング契約等	308,577	売掛金	181,280
主要株主	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,771,093,147	銀行業	(被所有)直接 14.7	資本業務提携等	資金の預入	14,725	現金及び預金	14,795

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) システム構築の受託・コンサルティング契約等の取引条件は、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入に係る金利等の取引条件は、市場金利を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の預入れの取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	三井住友カード㈱	東京都江東区	34,000,003	コンシューマーファイナンス業	(被所有)直接 14.7	資本業務提携等	システム構築の受託、システム利用等	34,785	売掛金	1,036
主要株主	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,771,093,147	銀行業	(被所有)直接 14.7	資本業務提携等	資金の預入	△13,131	現金及び預金	161,235

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) システム構築の受託・システム利用等の取引条件は、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入に係る金利等の取引条件は、市場金利を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の預入れの取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	△125.71円
1 株当たり当期純損失	△33.10円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1 株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失（千円）	△557,782
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（千円）	△557,782
期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式) (うちB2種優先株式) (うちC種優先株式)	16,849,104 (13,257,650) (1,880,000) (1,382,000) (240,000) (89,454)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権の数2,100,000個) 2022年3月8日 取締役会決議 第7回新株予約権 普通株式 188,000株 なお、第7回を除くこれらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	△111.81円
1株当たり当期純利益	4.13円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	74,724
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	74,724
期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式) (うちB2種優先株式) (うちC種優先株式) (うちD種優先株式)	18,097,490 (13,532,696) (1,880,000) (1,382,000) (240,000) (460,000) (602,795)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権9種類(新株予約権の数2,462,400個) なお、これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年2月19日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社アダプトネットワークスを吸収合併（以下、「本合併」といいます）することを決議し、2024年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称：株式会社アダプトネットワークス

事業の内容：コード決済事業等

(2) 企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社アダプトネットワークスを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社インフキュリオン

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、マーチャントプラットフォーム事業を一部集約することにより、コーポレート領域を含むグループ経営の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付いたしました。また、当社が取得しA種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月20日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止いたしました。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 4,700株

B種優先株式 3,455株

B2種優先株式 600株

C種優先株式 1,150株

D種優先株式 2,850株

(2) 交換により交付した普通株式数 12,755株

(3) 交付後の発行済普通株式数 46,674株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月20日を効力発生日として、株式分割をいたしました。また、2025年8月20日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割により投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ること

とを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年8月20日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき400株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加株式数

株式分割前の発行済株式総数	46,674株
今回の株式分割により増加する株式数	18,622,926株
株式分割後の発行済株式総数	18,669,600株
株式分割後の発行可能株式総数	74,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日 2025年8月20日

効力発生日 2025年8月20日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱インフキュリオン	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (注) 1, 2, 3	年月日 2020. 9. 30	200,000	200,000 (200,000)	3.0	—	年月日 2026. 3. 31
合計	—	—	200,000	200,000 (200,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	460,000
発行価額の総額(千円)	500,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	299,920
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2020年10月1日 至 2026年3月31日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の
償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株
予約権が行使されたときには、当該請求があつたものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
200,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,100	—	1.67	—
1年以内に返済予定の長期借入金	35,400	20,400	1.45	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,179,600	1,159,200	1.45	2026年～ 2032年
合計	2,015,100	1,179,600	—	—

(注) 1. 平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	320,400	20,400	18,400	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資
産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年8月12日の取締役会において承認された第20期第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第20期第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2025年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,729,434
売掛金	1,071,967
契約資産	400,587
商品及び製品	144,038
仕掛品	3,216
原材料及び貯蔵品	4,155
前払費用	146,154
前渡金	16,030
未収入金	835,185
その他	31,918
貸倒引当金	△57,201
流動資産合計	4,325,487

固定資産

有形固定資産

工具、器具及び備品（純額）	3,739
その他（純額）	0
有形固定資産合計	3,739

無形固定資産

ソフトウェア	89,673
ソフトウェア仮勘定	675,393
無形固定資産合計	765,066

投資その他の資産

投資有価証券	54,490
繰延税金資産	567,305
差入保証金	157,793
その他	5,035
投資その他の資産合計	784,625
固定資産合計	1,553,431
資産合計	5,878,919

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	331,387
契約負債	79,181
短期借入金	652,000
1年以内返済予定の長期借入金	20,400
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	200,000
未払法人税等	37,892
未払消費税等	57,820
未払金	185,560
未払費用	107,763
製品保証引当金	22,261
賞与引当金	93,820
預り金	283,756
その他	7,445
流動負債合計	2,079,288

固定負債

長期借入金	1,154,100
固定負債合計	1,154,100
負債合計	3,233,388

純資産の部

株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	2,017,547
利益剰余金	521,889
株主資本合計	2,639,436

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	5,839
その他の包括利益累計額合計	5,839

新株予約権

新株予約権	254
純資産合計	2,645,530
負債純資産合計	5,878,919

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	
売上高	1,992,714
売上原価	1,132,464
売上総利益	860,249
販売費及び一般管理費	814,547
営業利益	45,702
営業外収益	
受取手数料	1,035
その他	489
営業外収益合計	1,525
営業外費用	
支払利息	6,366
上場関連費用	3,251
その他	117
営業外費用合計	9,734
経常利益	37,492
税金等調整前四半期純利益	37,492
法人税、住民税及び事業税	29,593
法人税等調整額	△222,544
法人税等合計	△192,950
四半期純利益	230,443
親会社株主に帰属する四半期純利益	230,443

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年6月30日)

四半期純利益	230,443
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,312
その他の包括利益合計	1,312
四半期包括利益	231,755
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	231,755

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

当第1四半期連結累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ペイメントプラットフォーム事業	マーチャントプラットフォーム事業	コンサルティング事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	967,115	619,143	406,149	1,992,407	307	1,992,714
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	26,270	27,000	53,270	△53,270	-
計	967,115	645,414	433,149	2,045,678	△52,963	1,992,714
セグメント利益又は損失(△)	△178,226	108,206	154,846	84,826	△39,124	45,702

(注) 1. 外部顧客への売上高の調整額は、報告セグメントに帰属しない売上高であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△39,124千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年6月30日)

減価償却費	17,724千円
-------	----------

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	903,481	675,974
売掛金	※1 713,288	※1 803,357
契約資産	202,227	309,502
仕掛品	4,504	647
原材料及び貯蔵品	238	4,294
前払費用	72,635	74,758
前渡金	※1 196,219	※1 116,081
未収入金	※1 204,335	※1 834,277
その他	※1 267,030	※1 189,765
貸倒引当金	-	△39,038
流動資産合計	<hr/> 2,563,960	<hr/> 2,969,621
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウエア仮勘定	343,673	571,775
無形固定資産合計	<hr/> 343,673	<hr/> 571,775
投資その他の資産		
投資有価証券	24,348	14,488
関係会社株式	463,941	171,972
従業員に対する長期貸付金	240	-
関係会社長期貸付金	450,000	450,000
繰延税金資産	139,384	268,891
差入保証金	138,603	152,536
その他	10	10
投資その他の資産合計	<hr/> 1,216,528	<hr/> 1,057,897
固定資産合計	<hr/> 1,560,201	<hr/> 1,629,673
資産合計	<hr/> 4,124,162	<hr/> 4,599,294

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 206,608	※1 211,665
契約負債	117,126	90,753
未払金	152,756	187,529
未払費用	267,309	263,901
未払法人税等	14,687	2,290
製品保証引当金	—	26,500
預り金	328,464	307,906
短期借入金	※2 800,100	—
1年内返済予定の長期借入金	25,400	20,400
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	200,000
その他	10,595	84,555
流動負債合計	1,923,048	1,395,501
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	200,000	—
長期借入金	1,179,600	1,159,200
固定負債合計	1,379,600	1,159,200
負債合計	3,302,648	2,554,701
純資産の部		
株主資本		
資本金	247,460	100,000
資本剰余金		
資本準備金	4,194,048	2,476,711
その他資本剰余金	290,000	—
資本剰余金合計	4,484,048	2,476,711
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,922,062	△536,899
利益剰余金合計	△3,922,062	△536,899
株主資本合計	809,445	2,039,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,432	4,527
評価・換算差額等合計	4,432	4,527
新株予約権	7,635	254
純資産合計	821,513	2,044,593
負債純資産合計	4,124,162	4,599,294

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 3,719,931	※1 4,867,108
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	-	-
当期製品製造原価	1,788,729	2,930,397
合計	<u>1,788,729</u>	<u>2,930,397</u>
製品期末棚卸高	-	4,000
製品売上原価	1,788,729	2,926,397
商品売上原価		
商品期首棚卸高	-	-
当期商品仕入高	-	600
合計	<u>-</u>	<u>600</u>
商品期末棚卸高	-	-
商品売上原価	-	600
売上原価合計	1,788,729	2,926,997
売上総利益	1,931,201	1,940,111
販売費及び一般管理費	※2 2,260,824	※2 2,200,531
営業損失（△）	<u>△329,623</u>	<u>△260,420</u>
営業外収益		
受取利息	※1 8,522	※1 9,866
受取手数料	1,750	149
その他	518	661
営業外収益合計	<u>10,791</u>	<u>10,677</u>
営業外費用		
支払利息	36,655	30,890
支払手数料	34,046	4,281
その他	1,328	972
営業外費用合計	<u>72,031</u>	<u>36,145</u>
経常損失（△）	<u>△390,862</u>	<u>△285,887</u>
特別利益		
新株予約権戻入益	-	7,050
特別利益合計	<u>-</u>	<u>7,050</u>
特別損失		
関係会社株式評価損	-	161,969
抱合せ株式消滅差損	-	87,222
投資有価証券評価損	6,363	9,996
特別損失合計	<u>6,363</u>	<u>259,189</u>
税引前当期純損失（△）	<u>△397,226</u>	<u>△538,027</u>
法人税、住民税及び事業税	3,800	13,143
法人税等調整額	<u>△141,340</u>	<u>△116,646</u>
法人税等合計	<u>△137,540</u>	<u>△103,503</u>
当期純損失（△）	<u>△259,685</u>	<u>△434,523</u>

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	3,756,588	1,221,100	4,977,688	△4,883,477	△4,883,477	194,211
当期変動額							
新株の発行	437,460	437,460		437,460			874,920
資本金から剰余金への振替	△290,000		290,000	290,000			-
欠損填補			△1,221,100	△1,221,100	1,221,100	1,221,100	-
当期純損失（△）					△259,685	△259,685	△259,685
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	147,460	437,460	△931,100	△493,640	961,414	961,414	615,234
当期末残高	247,460	4,194,048	290,000	4,484,048	△3,922,062	△3,922,062	809,445

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	1,243	1,243	7,711	203,166
当期変動額				
新株の発行				874,920
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
当期純損失（△）				△259,685
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	3,188	3,188	△76	3,112
当期変動額合計	3,188	3,188	△76	618,347
当期末残高	4,432	4,432	7,635	821,513

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	247,460	4,194,048	290,000	4,484,048	△3,922,062	△3,922,062	809,445	
当期変動額								
新株の発行	832,444	832,444		832,444			1,664,889	
資本金から剰余金への振替	△979,904	△2,549,781	3,529,686	979,904			-	
欠損填補			△3,819,686	△3,819,686	3,819,686	3,819,686	-	
当期純損失(△)					△434,523	△434,523	△434,523	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	△147,460	△1,717,336	△290,000	△2,007,336	3,385,162	3,385,162	1,230,366	
当期末残高	100,000	2,476,711	-	2,476,711	△536,899	△536,899	2,039,812	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,432	4,432	7,635	821,513
当期変動額				
新株の発行				1,664,889
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
当期純損失(△)				△434,523
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	94	94	△7,380	△7,286
当期変動額合計	94	94	△7,380	1,223,079
当期末残高	4,527	4,527	254	2,044,593

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）
原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において残高はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ペイメントプラットフォーム事業

金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、一部サービスにおいて利用権許諾によるシステムの提供を行っています。顧客が権利を有することとなる知的財産に、著しく影響を与える活動を行うことが、契約上定められていない場合は、使用権の付与にあたるため、顧客が使用可能になった時点で収益を認識しています。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

②マーチャントプラットフォーム事業

店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短

い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において残高はありません。

(3) 製品保証引当金

製品保証引当金は、ソフトウェア開発の請負契約に係る、将来の契約不適合責任の費用の支出に備えるため、個別案件ごとに当事業年度末における損失見込額を算出し計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ペイメントプラットフォーム事業

金融機関の基幹システムと事業会社・フィンテック事業者の間をAPIで接続することで、金融機関自身のデジタル化やリテール企業の自社アプリへの決済機能の組込をサポートし、デジタル技術を用いた決済機能など利便性の高いサービスをクラウド上で提供する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

②マーチャントプラットフォーム事業

店舗におけるキャッシュレス化・デジタル化を実現する事業を提供しております。

受託開発のサービスに係る履行義務は、プロジェクトの進捗に応じて充足していくと判断しております。

ます。そのため、進捗度を見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。
 なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び金額的な重要性が乏しいものについては、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
 システム提供における収益は、主に自社開発システムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	139,384
繰延税金負債との相殺前の金額	143,908

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

「1 (1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
無形固定資産	343,673
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1 (1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

進捗度に基づく収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

918,030千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1 (1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

当事業年度（自2024年4月1日 至 2025年3月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	268,891
繰延税金負債との相殺前の金額	273,326

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

「1(1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
無形固定資産	571,775
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1(1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

進捗度に基づく収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

2,608,256千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1(1)連結財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
売掛金	55,088千円	19,831千円
買掛金	3,877	27,044

上記のほか、前事業年度において、関係会社に対する資産として前渡金、未収入金、その他に含まれるものとの合計額は資産総額の100分の5を超えており、その金額は524,787千円あります。

また、当事業年度において、関係会社に対する資産として前渡金、未収入金、その他に含まれるものとの合計額は資産総額の100分の5を超えており、その金額は398,463千円あります。

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティの総額	1,800,000千円	2,700,000千円
借入実行残高	700,100	—
差引額	1,099,900	2,700,000

(注) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約につきましては、当事業年度にて解約を行っております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1,075,586	575,981千円
受取利息	8,510	9,344

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.8%、当事業年度51.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.2%、当事業年度48.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与及び手当	789,959千円	841,190千円
研究開発費	524,147	343,577
貸倒引当金繰入額	—	39,038

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式463,941千円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度 (2025年3月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式171,972千円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（2024年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	758,885千円
未払賞与	42,251
仕掛品	129,669
関係会社株式	511,381
税務上の繰越欠損金	578,708
その他	68,120
繰延税金資産小計	<u>2,089,016</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△578,708
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,366,399</u>
評価性引当額小計	<u>△1,945,107</u>
繰延税金資産合計	<u>143,908</u>
繰延税金負債	
その他	△ 4,523
繰延税金負債合計	<u>△ 4,523</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>139,384</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、単体納税制度を適用しておりますが、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなりました。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度の期末から適用しております。

当事業年度（2025年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産	
減価償却超過額	861,342千円
未払賞与	46,668
仕掛品	252,438
関係会社株式	577,281
税務上の繰越欠損金	503,696
その他	61,302
繰延税金資産小計	2,302,729
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△503,696
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,525,706
評価性引当額小計	△2,029,403
繰延税金資産合計	273,326
繰延税金負債	
その他	△4,434
繰延税金負債合計	△4,434
繰延税金資産（負債）の純額	268,891

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度の期末から適用しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

共通支配下の取引等

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末帳簿価額 (千円)
無形固定資産							
ソフトウェア仮勘定	343,673	228,102	—	571,775	—	—	571,775
無形固定資産計	343,673	228,102	—	571,775	—	—	571,775

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 Xard事業の機能追加による開発費 228,102千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	39,038	—	—	39,038
製品保証引当金	—	26,500	—	—	26,500

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://infcurion.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年12月19日	神澤 順	Bangkok Thailand	特別利害関係者等(当社役員大株主上位10位)	QR2号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社QRインベストメント 代表取締役 浜野 文雄	石川県金沢市武蔵町1番16号	—	250	100,000,000 (400,000)	所有者の事情による
2023年12月21日	神澤 順	Bangkok Thailand	特別利害関係者等(当社役員大株主上位10位)	富岡 圭	—	特別利害関係者等(当社役員)	75	30,000,000 (400,000)	所有者の事情による
2023年12月22日	神澤 順	Bangkok Thailand	特別利害関係者等(当社役員大株主上位10位)	重富 隆介	—	特別利害関係者等(当社役員)	75	30,000,000 (400,000)	所有者の事情による
2024年3月1日	神澤 順	Bangkok Thailand	特別利害関係者等(当社役員大株主上位10位)	株式会社ミロク情報サービス 代表取締役是枝 周樹	東京都新宿区四谷四丁目29番1号	—	500	180,000,000 (360,000) (注) 4	所有者の事情による
2024年3月29日	神澤 順	Bangkok Thailand	特別利害関係者等(当社役員大株主上位10位)	静岡キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役 久野 託司	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	—	25	10,000,000 (400,000)	所有者の事情による
2024年9月20日	FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	三井住友カード 株式会社 代表取締役 大西 幸彦	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	特別利害関係者等(大株主上位10位) (注) 6	1,231	704,132,000 (572,000)	資本業務提携に伴う株式の移動
	株式会社セブン銀行 代表取締役会長 舟竹 泰昭	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	—				1,290	737,880,000 (572,000)	
	三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 小島 拓朗	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	—				863	493,636,000 (572,000)	
	株式会社ミロク情報サービス 代表取締役 是枝 周樹	東京都新宿区四谷四丁目29番1号	—				500	286,000,000 (572,000)	
	株式会社セレス 代表取締役 都木 聰	東京都渋谷区桜丘町1番1号	—				434	248,248,000 (572,000)	
	TOPPANホールディングス株式会社 代表取締役 廣 秀晴	東京都台東区台東一丁目5番1号	—				378	216,216,000 (572,000)	

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格（単価）(円)	移動理由
	SBI Ventures Two株式会社 代表取締役 中野 幸二	東京都港区六本木一丁目6番1号	—				337	192,764,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				107	61,204,000 (572,000)	
	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) III - SBI-ピクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンド ディレクター ブライアン・パークホルダー	ケイマン諸島	—				105	60,060,000 (572,000)	
	みずほFinTech投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	—				94	53,768,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				56	32,032,000 (572,000)	
	みやぎんベンチャー企業育成2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 宮銀ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 山下 耕司	宮崎県宮崎市橘通東四丁目3番5号	—				42	24,024,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				30	17,160,000 (572,000)	
	静岡キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役 茂野 恵介	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	—				13	7,436,000 (572,000)	

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年9月20日	FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	特別利害関係者等 (大株主上位10位) (注) 6	1,230	703,560,000 (572,000)	資本業務提携に伴う株式の移動
	SBI Ventures Two 株式会社 代表取締役 中野 幸二	東京都港区六本木一丁目6番1号	—				337	192,764,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				106	60,632,000 (572,000)	
	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) III - SBI-ビクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンディング ディレクター ブライアン・パークホルダー	ケイマン諸島	—				105	60,060,000 (572,000)	
	みずほFinTech投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	—				95	54,340,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				57	32,604,000 (572,000)	
	みやぎんベンチャー企業育成22号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 宮銀ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 山下 耕司	宮崎県宮崎市橋通東四丁目3番5号	—				43	24,596,000 (572,000)	
	SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	—				30	17,160,000 (572,000)	
	静岡キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役 茂野 恵介	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	—				12	6,864,000 (572,000)	

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年9月30日	大日本印刷株式会社 代表取締役 北島 義齊	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	—	三井住友カード 株式会社 代表取締役 大西 幸彦	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	特別利害関係者等 (大株主上位10位)	108	61,776,000 (572,000)	資本業務提携に伴う株式の移動
2024年10月21日	株式会社サードストーリー 代表取締役 鎌田 大輔	神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1111番1号	—	三井住友カード 株式会社 代表取締役 大西 幸彦	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	特別利害関係者等 (大株主上位10位)	1,344	768,768,000 (572,000)	資本業務提携に伴う株式の移動
	JPインベストメント1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 JPインベストメント1号 有限責任事業組合 組合員 JPインベストメント株式会社 代表取締役社長 中村 昌史	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10位)				595	340,340,000 (572,000)	
	TIS株式会社 代表取締役社長 岡本 安史	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	—				378	216,216,000 (572,000)	
	鎌田 大輔	—	元当社取締役				236	134,992,000 (572,000)	
	伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長 岡藤 正広	東京都港区北青山二丁目5番1号	—				101	57,772,000 (572,000)	
	—	—	元当社使用人				100	57,200,000 (572,000)	
	田村 栄仁	—	元当社子会社取締役				35	20,020,000 (572,000)	
	高木 一輝	—	特別利害関係者等(当社子会社取締役)				22	12,584,000 (572,000)	
	玉木 壮	—	元当社取締役				12	6,864,000 (572,000)	
	—	—	元当社使用人				5	2,860,000 (572,000)	
	本間 志織	—	元当社取締役				5	2,860,000 (572,000)	
2024年10月21日	伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長 岡藤 正広	東京都港区北青山二丁目5番1号	—	株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	特別利害関係者等 (大株主上位10位)	101	57,772,000 (572,000)	資本業務提携に伴う株式の移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年11月28日	三井住友カード株式会社 代表取締役 大西 幸彦	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	4,512	2,580,864,000(572,000)	所有者の事情による
2024年12月2日	—	—	—	株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	130	34,359,000(264,300)	新株予約権の行使
2025年8月15日	—	—	—	三井住友カード株式会社 代表取締役 大西 幸彦	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	A種優先株式△1,038 D種優先株式△2,850 普通株式3,888	—	(注) 7
2025年8月15日	—	—	—	株式会社三井住友銀行 代表取締役 福留 朗裕	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	A種優先株式△1,037 普通株式1,037	—	(注) 7
2025年8月15日	—	—	—	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities L.P. 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director 村島 健介	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10位)	B種優先株式△3,048 普通株式3,048	—	(注) 7
2025年8月15日	—	—	—	FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	A種優先株式△2,625 普通株式2,625	—	(注) 7

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準を併用して算出した価格を参考として、当事者同士が協議のうえ決定した価格であり、低廉譲渡には該当しません。

5. (注) 4以外の移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、類似会社比準法またはモンテカルロ・シミュレーション等により算定された価格を総合的に勘案して当事者同士にて決定しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
7. 2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、B2種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。
8. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株式数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の数字を記載しております。
9. 価格（単価）につきましては、小数点以下を切り捨てて表示しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2023年12月22日	2024年3月29日	2024年9月20日
種類	C種優先株式	C種優先株式	D種優先株式
発行数	320,000株	140,000株	1,140,000株
発行価格	1,250円 (注) 5	1,250円 (注) 5	1,430円 (注) 5
資本組入額	625円	625円	715円
発行価額の総額	400,000,000円	175,000,000円	1,630,200,000円
資本組入額の総額	200,000,000円	87,500,000円	815,100,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年2月27日	2024年3月29日	2024年8月30日	2025年6月27日
種類	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10-1回新株予約権	第10-2回新株予約権
発行数	C種優先株式 80,000株 (注) 7	C種優先株式 48,000株 (注) 7	普通株式 963,600株	普通株式 335,200株
発行価格	1,250円 (注) 5	1,250円 (注) 5	800円 (注) 5	800円 (注) 5
資本組入額	625円	625円	400円	400円
発行価額の総額	100,000,000円	60,000,000円	770,880,000円	268,160,000円
資本組入額の総額	50,000,000円	30,000,000円	385,440,000円	134,080,000円
発行方法	2024年2月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する決議を行っております。	2024年3月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する決議を行っております。	2024年8月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する決議を行っております。	2025年5月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に關し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆紹介その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起

算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当増資等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置を取るものとしております。

- (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、株価倍率法（PSR法）等により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 2025年7月31日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月15日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、同日付ですべて消却しております。
7. C種優先株式を目的とする新株予約権①及び新株予約権②について、2025年8月20日開催の臨時株主総会において、普通株式を目的とする新株予約権に変更しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき1,250円	1株につき1,250円	1株につき800円	1株につき800円
行使期間	2024年2月27日から 2032年2月20日まで	2024年3月29日から 2027年3月28日まで	2026年8月15日から 2034年8月14日まで	2027年6月14日から 2035年6月13日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストップオプション制度の内容」に記載のとおりです。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストップオプション制度の内容」に記載のとおりです。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

9. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、株式分割後の数字を記載しております。

2 【取得者の概況】

当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月20日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、以下の割当株数及び価格（単価）は株式分割後の内容を記載しております。

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
QR2号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社QRインベストメント 代表取締役 浜野 文雄 資本金 90百万円	石川県金沢市武蔵町1番16号	投資業	320,000	400,000,000 (1,250)	—

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社JR西日本イノベーションズ 代表取締役 門間 洋介 資本金 10百万円	大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号	投資業	80,000	100,000,000 (1,250)	—
静岡キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 静岡キャピタル株式会社 代表取締役 茂野 恵介 資本金 100百万円	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	投資業	40,000	50,000,000 (1,250)	—
株式会社S Ventures 代表取締役 高橋 幸裕 資本金 50百万円	北海道札幌市東区北8条東四丁目1番20号	投資業	20,000	25,000,000 (1,250)	—

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三井住友カード株式会社 代表取締役 大西 幸彦 資本金 34,000百万円	東京都江東区豊洲二丁目2番31号	コンシューマーファイナンス業	1,140,000	1,630,200,000 (1,430)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 資本金 11,768,625百万円	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	金融業	80,000	100,000,000 (1,250)	—

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
SBI Ventures Two株式会社 代表取締役 中野 幸二 資本金 10百万円	東京都港区六本木一丁目 6番 1 号	投資業	48,000	60,000,000 (1,250)	—

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
野上 健一	—	会社役員	180,000	144,000,000 (800)	— (注 2)
丸山 弘毅	東京都渋谷区	会社役員	62,400	49,920,000 (800)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10位)
森田 航平	—	会社員	27,200	21,760,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (注 3)
嶋田 裕太	—	会社員	23,200	18,560,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
齊藤 篤史	—	会社員	20,000	16,000,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
川口 雅史	—	会社員	16,000	12,800,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
關 弘	—	会社役員	12,000	9,600,000 (800)	特別利害関係者等 (当社監査役)
木村 隆	—	会社員	6,000	4,800,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役) (注 4)
(注 5)					

(注) 1. 表に含まれていない当社の使用人である取得者の人数は248名、当該取得者の割当株数は616,800株あります。

2. 野上健一は、2024年11月8日付で当社取締役に選任されております。
3. 森田航平は、2025年6月27日付で当社子会社取締役を退任しております。
4. 木村隆は、2025年6月27日付で当社子会社取締役を退任しております。
5. 退職等による権利喪失分については記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高木 一輝	—	会社役員	18,000	14,400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社取締役)
嶋田 裕太	—	会社員	12,000	9,600,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
齊藤 篤史	—	会社員	8,000	6,400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
川口 雅史	—	会社員	8,000	6,400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
坂東 雅宏	—	会社員	8,000	6,400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
金村 浩史	—	会社員	8,000	6,400,000 (800)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
(注1)					

(注) 1. 表に含まれていない当社の使用人である取得者の人数は89名、当該取得者の割当株数は273,200株あります。

2. 退職等による権利喪失分については記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
三井住友カード株式会社（注）2	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル	2,703,600	12.52
株式会社三井住友銀行（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,703,200	12.52
丸山 弘毅（注）1, 2, 4	東京都渋谷区	2,431,200 (300,400)	11.26 (1.39)
来田 武則（注）2, 3, 4	東京都杉並区	2,131,600	9.87
神澤 順（注）2, 6	Bangkok Thailand	1,761,600	8.16
Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities L.P.（注）2	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	1,219,200	5.65
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,050,000	4.86
株式会社りそな銀行（注）2	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	736,800	3.41
JPインベストメント1号投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	713,200	3.30
NTTドコモビジネス株式会社（注）2	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウェストタワー	516,000	2.39
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	509,200 (221,600)	2.36 (1.03)
QR2号ファンド投資事業有限責任組合	石川県金沢市武蔵町1番16号	420,000	1.95
インキュリオン従業員持株会	東京都千代田区麹町五丁目7番2号 MFPR麹町ビル7階	322,800	1.50
高木 一輝（注）3, 4	—	318,000 (238,000)	1.47 (1.10)
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア	308,000	1.43
株式会社サードストーリー	神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1111番地1-204	262,400	1.22
三菱UFJイノベーション・パートナーズ2号投資事業組合	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	240,000	1.11
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	238,000	1.10
野上 健一（注）3	—	180,000 (180,000)	0.83 (0.83)
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	160,800	0.74
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル	151,200	0.70
GMO GFF投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー	81,600	0.38
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	81,200	0.38
BIPROGY株式会社	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	80,800	0.37
株式会社JR西日本イノベーションズ	大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号 INOGATE OSAKA Compass Offices 10階	80,000	0.37

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	80,000 (80,000)	0.37 (0.37)
長迫 亮(注)4, 5	—	68,000 (66,000)	0.31 (0.31)
株式会社マネーフォワード	東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS21階	60,000	0.28
—(注)5	—	60,000 (60,000)	0.28 (0.28)
—(注)5	—	60,000 (60,000)	0.28 (0.28)
—(注)5	—	58,000 (58,000)	0.27 (0.27)
重富 隆介(注)3	—	50,000 (20,000)	0.23 (0.09)
富岡 圭(注)3	—	50,000 (20,000)	0.23 (0.09)
齊藤 篤史(注)4, 5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
嶋田 裕太(注)4, 5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
—(注)5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
—(注)5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
—(注)5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
—(注)5	—	48,000 (48,000)	0.22 (0.22)
静岡キャピタル9号投資事業有限責任組合	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	40,000	0.19
平松 宏之(注)4, 5	—	40,000 (40,000)	0.19 (0.19)
長田 嘉充(注)4, 5	—	36,000 (36,000)	0.17 (0.17)
—(注)5	—	36,000 (36,000)	0.17 (0.17)
—(注)5	—	36,000 (36,000)	0.17 (0.17)
—(注)5	—	36,000 (36,000)	0.17 (0.17)
—(注)5	—	36,000 (36,000)	0.17 (0.17)
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	27,200	0.13
—(注)5	—	26,000 (26,000)	0.12 (0.12)
—(注)5	—	24,000 (24,000)	0.11 (0.11)
その他 304名		1,040,400 (1,020,400)	4.82 (4.73)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	—	21,588,000 (2,918,400)	100.00 (13.52)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役、監査役）
 4. 特別利害関係者等（子会社の取締役、監査役）
 5. 当社の従業員
 6. 当社の元取締役
 7. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 8. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

株式会社インフキュリオン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤間信貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフキュリオンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフキュリオン及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

株式会社インフキュリオン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 西口昌宏
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 藤間信貴
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフキュリオンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフキュリオン及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月16日

株式会社インフキュリオン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社インフキュリオンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行つた。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
 - ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

株式会社インフキュリオン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 西口昌宏
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 藤間信貴
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフキュリオンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフキュリオンの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

株式会社インフキュリオン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 西口昌宏
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 藤間信貴
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフキュリオンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフキュリオンの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上